

資料編

① アンケート調査票

アンケート調査票 1/2

猟区管理運営アンケート調査票

北海道森林管理局
(NPO 法人エンヴィジョン環境保全事務所)

| | |
|------------|--|
| 猟区名称 | |
| 記入ご担当者・連絡先 | |

以下の資料をアンケートのご回答に添付いただきたく、よろしく申し上げます。

- ・ 猟区管理規程
- ・ 毎年県へ提出されています実績報告書（平成 22 年度分）
または環境省が公表している鳥獣関係統計の「猟区成績表」の平成 21・22 年度分（別紙参照）

表中の項目に該当する名称、数字等をご記入ください。

※を付した項目につきましては、「猟区管理規程」等で記載されている場合は、ご記入なさらなくともかまいません。

- 1 -

| | |
|------------------------|-------------|
| 基本項目 | |
| ※猟区設定者 | |
| ※猟区区域所在地 | |
| 運営開始年月日 | |
| ※存続期間 | |
| 猟区面積(全体面積) | |
| 地目別面積 | |
| 森林 | |
| 国有林 | |
| 県有林 | |
| 市町村有林 | |
| 私有林 | |
| 耕地 | |
| 宅地 | |
| 原野 | |
| その他(市街地、河川敷等) | |
| 管理運営項目(運営組織・体制) | |
| 維持管理の事務委託の有無 | |
| 委託先名称 | |
| ※管理運営事務所の所在地 | |
| 猟区管理運営スタッフの数 | |
| 役場で直営の場合は外部委託人数 | |
| ※入猟承認料 | |
| 案内人・ガイド等の有無 | |
| 案内人・ガイド料金 | |
| 管理運営項目(猟区管理) | |
| 放鳥獣猟区の該当の有無 | |
| 放鳥等の種類と数 | |
| 狩猟鳥獣の繁殖保護施設等設置有無 | |
| 狩猟対象の生息状況調査の実施有無 | |
| 調査概要 | |
| 管理運営項目(利用管理) | |
| 入猟者募集方法・広報等 | 問3でご回答ください。 |
| ※狩猟期間 | |
| ※使用猟具・猟法の制限 | |
| ※利用最少人数 | |
| ※1人当たりの捕獲数制限 | |

- 2 -

| | |
|-------------------|--|
| ※1日当たりの入猟者数の制限 | |
| 捕獲個体の解体・買取サービスの有無 | |
| 猟区周辺の残滓処理場の有無 | |
| 猟区周辺の解体加工場の有無 | |
| 解体サービスの価格 | |
| 解体後の肉等の買取の有無 | |
| 残滓処理手数料の有無 | |
| 手数料の料金 | |

- 3 -

問1 猟区設定の目的

猟区を設定した目的についてご記入ください。

例：安全確保のため、農林業被害が多くその加害獣をコントロールするため、地元猟友会等ハンターからの要望があったため、加害獣の駆除等を行うハンターを育成するため等

問2 入猟者の傾向

猟区へ来られるハンターの傾向(属地：地元・県内・県外、リピータの割合、入猟形態：個人・団体等)についてご記入ください。

例：地元(市内近郊)のハンターが半数以上、町外・県外のハンターが半数以上、リピータが多い、猟友会等団体利用が多い等

問3 広報等の取組み

入猟者を募集するための広報や、ほかに取組んでいることがありましたらご記入ください。

例：地元猟友会へ案内を出す、前年度入猟者へ案内を送る、ホームページで開猟を知らせる等

- 4 -

資料編

② 各猟区管理規程



西興部村狐区管理規程

(狐区の設定者)

第1条 この狐区は、特定非営利活動法人西興部村狐区管理協会が設定する。

(狐区の名称)

第2条 この狐区の名称は、西興部村狐区（以下「狐区」という。）とする。

(区域)

第3条 狐区の区域は、北海道紋別郡西興部村の全域とする。

(存続期間)

第4条 狐区の存続期間は、平成19年10月1日から平成26年9月14日とする。

(狐区管理者)

第5条 狐区管理者は、大澤 安廣とする。

(狐区設定者の事務所の位置)

第6条 狐区の事務所は、北海道紋別郡西興部村字西興部485番地に置く。

(狐区設定の目的)

第7条 狐区は、地域資源であるエゾシカ（以下「エゾシカ」という。）等野生動物の有効活用を通じて環境保全と西興部村の発展に寄与することを目的とする。

(入狐申込みの手続)

第8条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下、「新法」という。）第55条第1項の規定による登録を受けた者で、狐区に入狐しようとする者（以下、「狩猟者」という。）は、入狐希望の日の60日前から7日前までの間（以下、「申込み期間」という。）に、北海道知事発行の狩猟者登録証の写しを添えて、書面で狐区管理者へ入狐の申込みをしなければならない。ただし、狩猟者登録証が未交付の場合、狩猟者登録申請書の写し又は狩猟免許の写し及びハンター保険の写しで代替できる。

2 入狐の承認を受けた者が延長して入狐する場合は、入狐承認証の提示によって申し込むことができる。

(入狐承認の基準)

第9条 狩猟者の入狐日は、北海道における西興部村のエゾシカ可猟期間とする。

2 狐区管理のために必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、入狐制限する場合がある。

3 入狐させる狩猟者の数は、入狐日1日につき10人以内とし、狩猟者の数が入狐日1日につき入狐させる数を超える場合は、抽選により、これを制限する。

4 最近の3登録年度の間に於いて第13条、第15条及び第16条の規定に違反した者については、入狐承認を行わないものとする。

(入狐承認の通知方法)

第10条 入狐を承認されたもの（以下「入狐者」という。）に対するその旨の通知は、別記様式第1号の入狐承認通知書を交付して行うものとする。

(入狐承認料及びその納付の方法)

第11条 入狐承認料は、入狐者1人2日間につき30,000円とする。ただし、エゾシカ以外の鳥獣を捕獲する目的の入狐承認料は入狐者1人1日につき5,000円とする。

2 入狐承認証に記載される入狐日に引き続き、延長して入狐する場合の入狐承認料は入狐者1人1日につき10,000円とする。ただし、エゾシカ以外の鳥獣を捕獲する目的の入狐の場合

合はその限りではない。

3 入狐者は、入狐の日の7日前までに、現金又は為替をもって狐区管理者に入狐承認料を納入しなければならない。ただし、延長して入狐する場合はその限りではない。

4 入狐承認料の払戻しは行わない。ただし、狐区管理者が入狐承認を取り消した場合はその限りではない。

(入狐承認証に関する事項)

第12条 狐区管理者は、入狐者に対し、その入狐の際に別記様式第2号による入狐承認証及び別記様式第7号による腕章を交付するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 入狐承認料が未納であるとき。
- (2) 入狐者の狩猟者登録証の写しの提出がないとき。
- (3) 入狐承認通知書の名義が当該入狐者でないとき。

2 狐区管理者は、必要があると認めるときは、入狐者の随伴者について、別記様式第8号による腕章を交付する。

3 入狐者は、入狐承認証又は腕章を紛失したとき（その随伴者が交付を受けた腕章を紛失したときを含む。）は、直ちに狐区管理者に届け出てその再交付を受けなければならない。この場合において、当該入狐者は紛失した腕章1個につき実費分を納めなければならない。

(入狐者の守るべき条件)

第13条 入狐者の守るべき条件は、次のとおりとする。

- (1) 入狐者は、入狐承認証及び狩猟者登録証を携帯し、狐区管理者又は関係者の請求があったときは、これを提示すること。
- (2) 入狐者は、入狐中腕章を着用すること。
- (3) 入狐者は、狐区管理者が当該入狐者の随伴者に腕章を交付した場合は、当該随伴者に腕章を着用させること。
- (4) 入狐者は、入狐承認証及び腕章を他人に譲渡又は貸与しないこと。
- (5) 入狐者は、第14条の規定により設けられた狩猟禁止区域の区域内において狩猟しないこと。
- (6) 入狐者は、ガイドの案内により狩猟すること。またガイドの指示に必ず従うこと。
- (7) 入狐者は、狐区の区域内においてたき火をしないこと。
- (8) 入狐者は、狐区の区域内において農作物又は樹木等を損傷しないこと。
- (9) 入狐者は、退狐の際に、狐区管理者に対して、捕獲した鳥獣の種類別員数を報告するとともに、入狐承認証及び腕章を狐区管理者に返納すること。

(狩猟を禁止する区域の指定に関する事項)

第14条 狐区管理者は、狐区管理上必要がある場合は、狐区の区域内に狩猟禁止区域を設けることができる。

(捕獲鳥獣の種類及び数の制限に関する事項)

第15条 入狐者は、別表に掲げる鳥獣の種類ごとの羽数又は頭数を超過して鳥獣を捕獲してはならない。ただし、狐区管理者は入狐者からエゾシカの追加捕獲の申し出があった場合に限り、別表に掲げる1日当たりの捕獲数の範囲内において捕獲を許可することができる。この場合は1頭につき10,000円の追加捕獲料金を徴収する。

(猟法又は猟具の制限に関する事項)

第16条 入狐者は、狐区の区域内において、第1号に掲げる猟法を用い、又は第2号に掲げる

猟具を使用する場合は猟区管理者の許可を得なければならない。

- (1) 猟法 笛又はテープレコーダを使用する方法
- (2) 猟具 網、罟

(猟区内における鳥獣による損失の補償に関する事項)

第17条 猟区設定者は、猟区の区域内の設定により猟区の農林業の損失を受けた者に対し、その設定により通常生ずべき損失を調査の上補償する。

(入猟証明書)

第18条 猟区管理者は、入猟者から入猟承認証の返納を受けたときは、鳥獣の捕獲数を確認し、入猟者に対し別記様式第3号の入猟証明書を交付するものとする。

(新法第9条第1項の許可を受けた者の取扱い)

第19条 新法第9条第1項の規定による許可を受けた者で、猟区の区域内において鳥獣を捕獲しようとする者は、その目的、日時、捕獲しようとする鳥獣の種類及び数量を記載した書面に鳥獣捕獲許可証又は従事者証の写しを添え、猟区管理者に申し込まなければならない。

2 猟区管理者は、前項の申し込みがあった場合において、猟区の維持管理上支障があるときその他必要があるときは、当該申込みに係る鳥獣の捕獲を承認しないことができる。

3 第1項の申込みをして、これを承認された者は、猟区の区域内においては、猟区管理者が交付する別記様式第9号の腕章を着け、その定める条件に従わなければならない。

(猟区内における猟犬の使用の届け出)

第20条 猟区の区域内において次の各号の一に該当する行為を行おうとする者は、書面で猟区管理者に届け出るものとする。ただし猟区管理者が管理上に支障があると判断した場合は、承認しないことができる。

- (1) 猟犬の使用
- (2) 猟犬の訓練
- (3) 前各号に掲げる行為に類似する行為

(猟区の職員)

第21条 猟区管理者は、猟区に猟区主任、巡視員及び事務員を置く。

2 猟区主任は、別記様式第4号による猟区主任証を携帯するとともに、別記様式第10号による腕章を着けるものとする。

3 巡視員は、別記様式第5号による巡視員証を携帯するとともに、別記様式第12号による腕章を着けるものとする。

(ガイド)

第22条 猟区管理者は、入猟者にガイドを付するものとする。

2 ガイドは、別記様式第6号による案内人証を携帯するとともに、別記様式第11号による腕章を着けるものとする。

3 ガイド料は、ガイド1人1日につき20,000円とする。ガイド1名が案内できる入猟者の数は3人以内とする。ただし、猟区管理者が開催する講習会等についてはこの限りではない。

4 ガイドは獲物の確実な回収を目的として、入猟者が半矢にした個体に限り、入猟者の同意を得て、これに向かって発砲することができる。なお、ガイドの発砲により捕獲した捕獲物については、第15条の規定に基づく入猟者の捕獲に含まれる。

(退猟の命令等)

第23条 猟区管理者及び猟区主任は、入猟者が法の規定に違反する行為をしたときは、当該入猟者に退猟を命ずるとともに、直ちに猟区の区域を管轄する都道府県知事及び警察署長に届け

出なければならない。

2 巡視員及びガイドは、入猟者が前項に規定する違反行為をしたときは、直ちに猟区管理者又は猟区主任にその旨を報告しなければならない。

(違反者の処分)

第24条 入猟者がこの規程に違反した場合は、次の区分に従い違反金を徴収するとともに、違反行為によって捕獲した鳥獣を提出させるものとする。

- (1) 第13条第1号から第7号の規定に違反したとき50,000円
- (2) 第15条の規定に違反したとき、この規定に違反して捕獲したエゾシカ1頭につき50,000円、その他鳥類10,000円。

(賠償金)

第25条 入猟者は、前条の違反金のほか、この規程に違反することによって猟区設定者に与えた損害(猟区設定者が賠償責任を負うことによって被った損害を含む。)について賠償金を支払わなければならない。

附則

この規程は、北海道知事の認可の日から施行する。

第15条 別表(捕獲等の数の制限)

| 狩猟鳥獣の種類 | 入猟1回(2日間)当たりの捕獲数の上限 | 延長入猟1日当たりの捕獲数の上限 |
|-----------------|------------------------------------|-------------------------|
| ニホンジカ (エゾシカ) | 2頭。ただし、1日当たりの捕獲数の上限は、メス2頭又はオスメス各1頭 | オス1頭又はメス1頭 |
| ヒグマ | ヒグマの捕獲は猟区管理者が認めた場合に限る。 | ヒグマの捕獲は猟区管理者が認めた場合に限る。 |
| その他の狩猟鳥獣 | 環境大臣の定める猟区以外の北海道の区域の捕獲数の2日分 | 環境大臣の定める猟区以外の北海道の区域の捕獲数 |

○大迫猟区管理規程
平成18年1月1日告示第92号
大迫猟区管理規程



- (趣旨)
- 第1条 この規程は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号、以下「法」という。）第68条に基づき、大迫猟区の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(猟区の設定者)
- 第2条 この猟区は、岩手県花巻市が設定する。
(猟区の名称)
- 第3条 この猟区の名称は、大迫猟区（以下「猟区」という。）とする。
(猟区の区域)
- 第4条 猟区の区域は、岩手県花巻市大迫町の区域とする。ただし、国有林花巻事業区宇大沢山国有林、国有林花巻事業区宇鷲頭山国有林、国有林花巻事業区宇岳山国有林、国有林花巻事業区宇大谷地山国有林及び国有林花巻事業区宇飛内国有林並びに大迫町大迫銃猟禁止区域及び大迫町内川目銃猟禁止区域を除く。
(猟区の存続期間)
- 第5条 猟区の存続期間は、平成15年11月1日から平成25年10月31日までとする。
(事務所の位置)
- 第6条 猟区の事務所は、花巻市大迫総合支所に置く。
(猟区の職員)
- 第7条 猟区に管理者、猟区主任及び巡視員を置く。
2 管理者には花巻市長を、猟区主任には猟区担当課長をもって充てる。
3 猟区主任は、猟区主任証（様式第3号）を携帯するとともに、腕章（様式第8号）を着用するものとする。
4 巡視員は、巡視員証（様式第4号）を携帯するとともに、腕章（様式第9号）を着用するものとする。
(入猟申込みの手続)
- 第8条 法第55条第1項の規定による登録を受けた者で、猟区に入猟しようとする者（以下「狩猟者」という。）は、入猟希望日の30日前から当日までの間（以下「申込み期間」という。）に、狩猟者登録証の写しを添えて、書面で猟区管理者に入猟の申し込みをしなければならない。
(入猟承認の基準)
- 第9条 狩猟者の入猟日は、狩猟期間中の水曜日、土曜日及び日曜日とする。
2 入猟を承認する狩猟者数は、入猟日1日につき100人以内とする。
3 猟区管理者は、最近の3年度の間において第11条、第15条及び第16条の規定に違反した者については、入猟承認を行わないものとする。
(入猟承認証)
- 第10条 猟区管理者は、入猟を承認した者（以下「入猟者」という。）に対し、入猟承認証（様式第1号）及び腕章（様式第6号）を交付するものとする。
2 入猟者は、入猟承認証又は腕章を紛失したときは、狩猟を中止し、直ちに猟区管理者に届け出なければならない。この場合において、当該入猟者は紛失した腕章1個につき2,000円を納めなければならない。
(入猟承認料及びその納入の方法)
- 第11条 猟区管理者は、入猟承認料として、入猟者1人につき1日5,000円を徴するものとする。
2 入猟者は、入猟の日までに、現金をもって猟区管理者に入猟承認料を納入しなければならない。
3 入猟承認料の払戻しは行わない。ただし、猟区管理者が入猟承認を取り消した場合は、この限りでない。
(入猟者の守るべき条件)
- 第12条 入猟者の守るべき条件は、次のとおりとする。
(1) 入猟承認証及び狩猟者登録証を携帯し、猟区管理者又は関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないこと。
(2) 入猟中は腕章を着けなければならないこと。
(3) 入猟承認証及び腕章を他人に使用させてはならないこと。
(4) 第14条の規定により設けられた狩猟禁止区域の区域内において狩猟をしてはならないこと。
(5) 次条の規定により設けられた施設及び次条に規定する事業を行うために設けられた施設を移転し、汚損し、損壊し、又は除去してはならないこと。
(6) 猟区の区域内においてたき火をしてはならないこと。
(7) 猟区の区域内において農作物又は竹木等を損傷してはならないこと。
(8) 猟区の区域内において予備銃を携帯してはならないこと。
(9) 退猟の際に、猟区管理者に対して、捕獲した鳥獣の種類別員数を報告するとともに、入猟承認証及び腕章を猟区管理者に返還しなければならないこと。

- (狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設の設定)
- 第13条 猟区管理者は、必要があると認めるときは、狩猟鳥獣の生育、繁殖及び危険防止に必要な施設として次に掲げる施設を猟区の区域内に設けるものとする。
(1) 狩猟鳥獣のための給水施設
(2) 狩猟鳥獣のための給餌施設
(3) 狩猟鳥獣の営巣、避難、採餌等に必要となる森林及び草原
(狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣)
- 第14条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣の事業を行うものとする。
(狩猟を禁止する区域の指定)
- 第15条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の避難又は繁殖のための場所として猟区の区域内にその面積の20パーセントを超えない範囲内で狩猟を禁止する区域を設けることができる。
(捕獲等の数の制限)
- 第16条 入猟者は、1人1日当たり次の表に掲げる鳥獣の種類ごとの羽数（頭数を含む。以下同じ。）を超えて捕獲等をしてはならない。

| 狩猟鳥獣の種類 | 羽数 |
|----------|-----------|
| キジ及びヤマドリ | 合計して3羽 |
| カモ類 | 合計して8羽 |
| キジバト | 10羽 |
| ニホンジカ | 2頭（うち雄1頭） |
| その他の鳥獣 | 合計して5羽（頭） |

- (猟法又は猟具の制限)
- 第17条 入猟者は、第1号に掲げる猟法を用い、又は第2号に掲げる猟具を使用して鳥獣の捕獲等をしてはならない。
(1) 猟法 笛又は録音再生装置を使用する方法
(2) 猟具 網又は罟
(猟区内における鳥獣による損失の補償)
- 第18条 猟区設定者は、猟区の設定により猟区の区域内の農作物、竹木等につき損失を受けた者に対し、その設定により通常生ずべき損失を補償するものとする。
(入猟証明書)
- 第19条 猟区管理者は、入猟者から入猟承認証及び腕章の返還を受けたときは、鳥獣の捕獲数を確認し、入猟者から請求があった場合には、入猟証明書（様式第2号）を交付するものとする。
(法第9条第1項の許可を受けた者の取扱い)
- 第20条 法第9条第1項に規定する有害鳥獣捕獲等の許可を受けた者で、猟区の区域内において鳥獣の捕獲等しようとする者は、その目的、日時、捕獲等しようとする鳥獣の種類及び数量を記載した書面に鳥獣捕獲許可証又は従事者証の写しを添え、猟区管理者に申し込まなければならない。
2 猟区管理者は、前項の申込みがあった場合において、猟区の維持管理上支障があるときその他必要があるときは、当該申し込みに係る鳥獣の捕獲を承認しないことができる。
3 第1項の申し込みを承認された者は、猟区の区域内においては、猟区管理者が交付する腕章（様式第7号）を着用し、その定める条件に従わなければならない。
(猟区内における猟犬の競技会等の届出)
- 第21条 猟区の区域内において、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとする者は、書面で猟区管理者に届け出なければならない。
(1) 猟犬の猟野競技会
(2) 猟犬の猟鑑賞会
(3) 猟犬の訓練
(4) 前3号に掲げる行為に類似する行為
(案内人)
- 第22条 猟区管理者は、入猟者の希望のある場合には必要に応じ案内人を同行させるものとする。
2 案内人は、案内人証（様式第5号）を携帯するとともに、腕章（様式第10号）を着用するものとする。
(退猟の命令等)
- 第23条 猟区管理者は、入猟者が法令又はこの規程に違反する行為をしたときは、当該入猟者に退猟を命ずるとともに、直ちに岩手県知事及び花巻警察署長に届け出なければならない。
2 巡視員及び案内人は、入猟者が前項に規定する違反行為をしたときは、直ちに猟区管理者又は猟区主任にその旨を報告しなければならない。
(賠償金)
- 第24条 入猟者は、この規程に違反することによって猟区設定者に与えた損害（猟区設定者が補償責任を負うことによって被った損害を含む。）について、賠償金を支払わなければならない。

ればならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行し、岩手県知事の認可の日から適用する。
(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の大迫猟区管理規程（平成15年大迫町告示第64号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号

| | | |
|-----------|-----|-------|
| (表面) | | |
| 9.0cm | | |
| 標章 | 第 号 | |
| 入猟承認証 | | |
| 氏 名 | | 6.5cm |
| 住 所 | | |
| 大迫猟区管理者 ㊦ | | |

(裏面)

| | |
|--------------|-----|
| 1. 入猟日 | |
| 年 | 月 日 |
| | 月 日 |
| 2. 狩猟者登録証の番号 | |
| 第 | 号 |

様式第2号

三陸地区五葉山猟区管理規程

(猟区の設定者)

第1条 この猟区は、三陸地区五葉山猟区管理協会が設定する。

(猟区の名称)

第2条 この猟区の名称は、三陸地区五葉山猟区（以下「猟区」という。）と称する。

(事務所の位置)

第3条 猟区の仕事所は、大船渡市三陸町吉浜字上野2に置く。

(猟区の区域)

第4条 猟区の区域は、大船渡市三陸町の区域のうち、国道45号線と同市三陸町と同市立根町の境界線との交点に至り同所から同境界線を北上し、大窟山五葉山鳥獣保護区の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し、吉浜海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を南西に進みオオブネ沢との交点に至り、同所から同沢を西進し林道増設線との交点に至り、同林道を南進し市道大塩線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み林道大六線との交点に至り、同所から同林道を北西に進み国道45号線との交点に至り、同国道を西進し三陸縦貫自動車道との交点に至り、同所から同自動車道を西進し大籠・気仙川森林計画区民有林267林班との交点に至り、同所より同民有林267林班と269林半の境界線を東進し同民有林267林班、266林班、268林班との交点に至り、同所より同民有林267林班と266林班の境界線を西進し、同民有林267林班、266林班、263林班との交点に至り、同所より同民有林267林班と263林班の境界線を西進し、同民有林267林班、263林班、262林班との交点に至り、同所より同民有林267林班と同市立根町との境界線を北進し起点に至る線により囲まれた区域とする。ただし、文部科学省三陸大気球観測所統猟禁止区域及び三陸町荒金山統猟禁止区域を除く。

(猟区の存続期間)

第5条 猟区の存続期間は、平成14年11月15日から平成24年10月31日までとする。

(入猟申込の手続)

第6条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第55条第1項の規定による登録を受けた者で、猟区に入猟しようとする者（以下「狩猟者」という。）は、入猟希望日の30日前から3日前までの間（以下「申込み期間」という。）に、狩猟者登録証の写しを添えて、書面で猟区管理者に入猟の申込をしなければならない。

(入猟承認の基準)

第7条 狩猟者の入猟日は、狩猟期間の初日、その翌日、期間中の土曜日、日曜日、祝祭日、及び1月2日、3日及び最終日とその前日とする。ただし、雨雪のため狩猟することができない場合はこの限りでない。

2 入猟させる狩猟者の数は、入猟日1日につき100人以内とし、狩猟者の数が入猟日1日につき入猟させる数を超える場合は、抽せんによりこれを制限する。

3 最近の3登録年度の間において第11条、第15条及び第16条の規定に違反した者については、入猟承認を行わないものとする。

(入猟承認の通知方法)

第8条 入猟を承認された者（以下「入猟者」という。）に対するその旨の通知方法は、別記様式第1号の入猟承認通知書を交付して行うものとする。

(入猟承認料及びその納付の方法)

第9条 入猟承認料は、入猟者1人1日につき次の表に掲げるとおりとする。

| 狩猟鳥獣の種類 | 入猟承認料 | 備考 |
|---------|---------|--|
| シカ | 10,000円 | シカ猟に複数日入猟する場合であって、2日目以降、猟区管理者が指定する区域(別記図1)で狩猟を行う場合は、2日目以降の入猟承認料を5,000円とする。 |
| キジ・ヤマドリ | 5,000円 | |
| その他 | 2,000円 | |

- 入猟者は、入猟前までに、現金をもって猟区管理者に入猟承認料を納入しなければならない。
- 入猟承認料の払戻しは行わない。ただし、猟区管理者が入猟承認を取り消した場合はこの限りでない。

(入猟承認証に関する事項)

第10条 猟区管理者は、入猟者に対し、その入猟の際に別記様式第2号による入猟承認証及び別記様式第7号による腕章を交付するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

- 入猟承認料が未納であるとき。
- 入猟者の狩猟者登録証の写しの提出がないとき。
- 入猟承認通知書の名義が当該入猟者でないとき。
- 入猟者は、随伴者がある場合、事前に猟区管理者の承認を得るものとする。
- 猟区管理者は入猟者の随伴者について別記様式第8号による腕章を交付するものとする。
- 入猟者は、入猟承認証又は腕章を紛失したとき(その随伴者が交付を受けた腕章を紛失したときを含む。)は、直ちに猟区管理者に届け出てその再交付を受けなければならない。この場合において、当該入猟者は、紛失した腕章1個につき1,000円を納めなければならない。

(入猟者等の守るべき条件)

第11条 入猟者の守るべき条件は次のとおりとする。

- 入猟者は入猟承認証及び狩猟者登録証を携帯し、猟区管理者または関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないこと。
- 入猟者及び随伴者は、入猟中は腕章をつけなければならないこと。
- 入猟者及び随伴者は、入猟承認証及び腕章を他人に引き渡してはならないこと。
- 入猟者は、第14条の規定により設けられた狩猟禁止区域内において狩猟をしてはならないこと。
- 入猟者は、次条の規定により設けられた施設及び第13条に規定する事業を行うために設けられた施設を移転し、汚損し、毀損し、又は除去してはならないこと。
- 入猟者及び随伴者は、猟区の区域内において焚き火をしてはならないこと。
- 入猟者及び随伴者は、猟区の区域内において農作物又は竹木等を損傷してはならないこと。
- 入猟者は、猟区の区域内において予備銃を携帯してはならないこと。
- 入猟者は、退猟の際に猟区管理者に対して、捕獲した鳥獣の種類別員数を報告するとともに、入猟承認証及び腕章を猟区管理者に返納しなければならない。
- シカ猟については、グループ5人以上15人以内の組織とする。ただし、猟区管理者が許可した場合はこの限りでない。

(狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設)

第12条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設として次の各号に掲げる施設を猟区の区域内に設ける。

- 狩猟鳥獣のための給水施設
- 狩猟鳥獣のための給餌施設
- 狩猟鳥獣の営巣、避難及び採餌等に必要な森林及び草原(狩猟鳥獣の人工繁殖又は放鳥獣)

第13条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の人工増殖及び放鳥獣の事業を行う。

(狩猟禁止区域)

第14条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の避難又は増殖及び危険防止のための場所として猟区の区域内にその面積の20パーセントを超えない範囲内で狩猟禁止区域を設けることができる。

(捕獲数の制限)

第15条 入猟者の1日当たりの捕獲頭(羽)数は、次の表に掲げるとおりとする。

| 狩猟鳥獣の種類 | 頭(羽)数 |
|---------|-------------------------------|
| シカ | 1グループ 人数×4頭 (うち雄は人数×1頭+2頭) |
| キジ・ヤマドリ | 1人当たりあわせて 3羽 |
| その他 | # 5頭(羽) |

(猟法又は猟具の制限)

第16条 入猟者は、猟区の区域内において、次に掲げる猟法を用い、または猟具を使用して鳥獣を捕獲してはならない。ただし、猟具に関し猟区管理者が人畜財産等に危険を及ぼす可能性が無く必要であると認めたときはこの限りでない。

猟法 笛、花火又はテーブルレコーダー、シカ猟については猟犬を使用する方法

猟具 網、鹿、シカ猟については一粒弾以外の散弾を使用する方法

(損失の補償)

第17条 猟区管理者は、猟区の区域内において入猟者が農作物、竹木等につき損害を与えた場合、損失を受けたものに対して通常生ずべき損失を補償するものとする。

(入猟証明書)

第18条 猟区管理者は、入猟者から入猟承認証の返納を受けたときは、鳥獣の捕獲数を確認し、入猟者に対し別記様式第3号の入猟証明書を交付するものとする。

(法第9条の許可を受けた者の取り扱い)

第19条 法第9条の規定により許可を受けた者で、猟区の区域内で鳥獣を捕獲しようとする者は、その目的、日時、捕獲しようとする鳥獣の種類及び数量を記載した書面に鳥獣捕獲許可証又は従事者証の写しを添え、猟区管理者に申し込まなければならない。

2 猟区管理者は、前項の申し込みがあった場合において、猟区の維持管理上支障があるときその他必要があるときは、当該申し込みに係る鳥獣の捕獲を承認しないことができる。

3 第1項の申し込みをして、これを承認された者は、猟区の区域内においては猟区管理者が交付する別記様式第9号の腕章を着け、その定める条件に従わなければならない。

(猟区内における猟犬の競技会等の禁止)

第20条 猟区の区域内において次の各号の1に該当する行為は認めないものとする。

- ① 猟犬の猟の競技会
- ② 猟犬の猟技鑑賞会
- ③ 猟犬の訓練
- ④ 前各号に掲げる行為に類似する行為

(猟区の職員)

第21条 猟区に猟区主任、巡視員及び案内人を置く。

- 2 猟区主任は、巡視員及び案内人を統轄し、別記様式第4号による猟区主任証を携帯するとともに、別記様式第10号による腕章を着けるものとする。
- 3 巡視員は、猟区に關係する施設の保全に努め狩猟を監視し、入猟者の指導、違反の防止、密猟の取締りを行い、別記様式第5号による巡視員証を携帯するとともに、別記様式第11号による腕章を着けるものとする。
- 4 案内人は入猟者が適正な狩猟を行うよう猟区内を案内するものとし、別記様式第6号による案内人証を携帯するとともに、別記様式第12号による腕章を着けるものとする。

(案内料)

第22条 猟区管理者は、入猟者に案内人を付けることができるものとする。

- 2 案内料は、案内人1人につき8,000円を徴収するものとする。ただし、シカ猟については無料で案内人を付けるものとする。

(退猟の命令)

第23条 猟区管理者及び猟区主任は、入猟者が法若しくは同法の規定による禁止若しくは制限又は第11条、第15条若しくは第16条の規定に違反する行為をしたときは、当該入猟者に退猟を命ずるとともに、同法又は同法の規定による禁止若しくは制限に違反する場合にあっては、直ちに猟区の区域を管轄する都道府県知事及び警察署長に届けなければならない。

- 2 巡視員及び案内人は、入猟者が前項に規定する違反行為をしたときは、直ちに猟区管理者又は猟区主任にその旨を報告しなければならない。

(違反者の処分)

第24条 入猟者がこの規定に違反した場合は、次の区分に従い違反金を徴収するとともに、違反行為によって捕獲した鳥獣を提出させるものとする。

- ① 第11条及び第16条の規定に違反したとき 10,000円
- ② 第15条の規定に違反し、捕獲したときは次の表に掲げるとおりとする。

| 狩猟鳥獣の種類 | 違反金 |
|---------|--------------------|
| シカ | 1グループ1頭につき 20,000円 |
| キジ・ヤマドリ | 1羽につき 10,000円 |
| その他 | 1頭(羽)につき 5,000円 |

(賠償金)

第25条 入猟者及び随伴者は、前条の違約金のほか、この規定に違反することによって猟区設定者に与えた損害(猟区設定者が補償責任を負うことによって被った損害を含む。)賠償金を支払しなければならない。

附 則

この規程は、岩手県知事の認可の日(平成14年11月8日)から施行する。

附 則

この規程は、岩手県知事の認可の日(平成18年10月26日)から施行する。

附 則

この規程は、岩手県知事の認可の日(平成21年10月20日)から施行する。

附 則

この規程は、岩手県知事の認可の日(平成22年10月22日)から施行する。

清川村 狐 区 管 理 規 程

(狐区の設定者)

第1条 この狐区は、神奈川県愛甲郡清川村が設定する。

(狐区の名称)

第2条 この狐区は、清川村狐区（以下「狐区」という。）と称す。

(事務所の位置)

第3条 狐区の仕事所は、神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地、清川村役場内に置く。

(狐区の区域)

第4条 愛甲郡清川村の区域のうち、愛甲郡清川村と厚木市の境界線と同村大字煤ヶ谷の県道伊勢原津久井線との交点を起点とし、同所から同境界線を西に進み神奈川地域森林計画区清川村20林班と同21林班と同30林班と丹沢大山鳥獣保護区境界線との交点に至り、同所から同鳥獣保護区境界線を北西に進み同村と相模原市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み宮ヶ瀬湖鳥獣保護区境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み仏果山鳥獣保護区境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同村と厚木市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南に進み起点に至る線により囲まれた区域。

(狐区の存続期間)

第5条 狐区の存続期間は、平成15年11月1日から平成25年10月31日までとする。

(入狐申込みの手続)

第6条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第55条第1項の規定による登録を受けた者で狐区の区域内において鳥獣を捕獲しようとする者（以下「狩猟者」という。）又は法第9条第1項の許可を受けて鳥獣を捕獲しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、それぞれ狩猟者登録証又は鳥獣捕獲許可証の写しを添えて書面（第1号様式）で狐区の管理者に申し込まなければならない。その他狐区管理者は、狐区運営上必要な書類の提出を求めることができる。

(1) 狩猟者がニホンジカ及びイノシシを捕獲しようとする場合は、入狐希望日の属する月の前月の25日まで

(2) 前号に掲げる場合以外の場合は、入狐希望日の5日前まで

(入狐承認の基準)

第7条 狩猟者の入狐日は、狩猟期間中の11月15日、2月15日、日曜日及び祝日（祝日が日曜日に当たるときは、その翌日を含む。）とする。

2 前項に定める入狐期間満了前であっても、狐区管理者が種族保存のため必要があると認めるときは、閉猟することができる。

3 入狐を承認する者の数は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 組狐の場合にあつては、1日につき1組7人以上13人以内とし、4組まで

(2) 組狐以外の場合にあつては、1日につき10人以内

4 入狐申込者の人数が前項の入狐を承認する者の数をこえるときは、抽選により入狐を承認する者を決定する。

5 最近の3登録年度の間において第11条、第16条及び第17条の規定に違反した者については、入狐を承認しない。

(入狐承認の通知)

第8条 狐区管理者は、入狐を承認した者（以下「入狐者」という。）に対し、書面又は口頭により、その旨をすみやかに通知するものとする。

(入狐承認料等)

第9条 入狐者は、清川村狐区入狐承認料徴収条例（昭和45年清川村条例第13号）の定めるところにより、入狐承認料を納付しなければならない。

2 入狐承認料の金額は、1日1人につき5,000円とする。

3 入狐承認料は、入狐の前に現金又は為替により狐区管理者に納付しなければならない。

4 納付された入狐承認料は還付しない。ただし、狐区管理者が天候その他特別の事情により入狐することができないと認めるときは、この限りでない。

5 法第9条第1項の許可を受けて鳥獣を捕獲する場合は入狐承認料を免除する。

(入狐承認証等)

第10条 狐区管理者は、入狐者に対し、その入狐の際に入狐承認（第2号様式）腕章（第3号様式）及び車旗（第4号様式）を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 入狐承認料が未納であるとき。

(2) 入狐承認証の名称人と狩猟者登録証または、鳥獣捕獲許可証及び狩猟者賠償責任保険証の氏名が一致しないとき。

2 入狐者は、入狐承認証、腕章（第11条第8号の規定により随伴者のために交付を受けた者を含む。以下この条において同じ。）または車旗を紛失したときは、直ちに狐区管理者に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、腕章または車旗を紛失したときは、1個につき700円を納付しなければならない。

(入狐者の守るべき条件)

第11条 入狐者の守るべき条件は、次のとおりとする。

(1) 入狐者は、入狐中は入狐承認証を携帯するとともに、腕章を着けていなければならない。

(2) 入狐者は、入狐承認証のほか、狩猟者登録証または鳥獣捕獲許可証を携帯し、狐区管理者または関係者がその身分を示す証票を提出して請求したときは、これを提示しなければならない。

(3) 入狐者は、次条の規定により設けられた施設及び第13条の規定により狩猟鳥獣の人工増殖または放鳥獣の事業を行うため設けられた施設を移転し、汚損し、き壊

- し、または除去してはならない。
- (4) 清川村猟区入猟承認料徴収条例第2条第1項の区分により承認された入猟者は他の鳥獣を捕獲してはならない。
- (5) 入猟者は、第14条の規定により設けられた狩猟禁止区域内において鳥獣を捕獲してはならない。
- (6) 入猟者は、第15条の規定により狩猟区域を制限された場合は、これに従わなければならない。
- (7) 入猟者は、猟区の区域内において、たき火をし、または農作物、竹木等を損傷してはならない。
- (8) 入猟者は、他人を随伴させようとするときは、その旨を猟区管理者に申し出て腕章(第5号様式)の交付を受け、随伴者にその腕章を着けさせなければならない。
- (9) 入猟者は、猟区の区域内において予備銃を携帯してはならない。
- (10) 猟犬は、ニホンジカ及びイノシシを捕獲する場合にあっては、組を単位として4頭以内、毛皮獣類及びその他の鳥獣類を捕獲する場において、1人2頭以内とする。
- (11) 入猟者は、第17条第3項の規定により猟犬の種類を制限された場合は、これに従わなければならない。
- (12) 入猟者は、退猟の際に鳥獣の種類別捕獲数を入猟承認証の裏面の相当欄に記入し、腕章及び車旗とともに猟区管理者に返納しなければならない。
(狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設)
- 第12条 狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設として、次に掲げる施設を猟区の区域内に設ける。
- (1) 狩猟鳥獣のための給水施設
- (2) 狩猟鳥獣のための給餌施設
- (3) 狩猟鳥獣の営巣、避難、採餌等に必要な森林
(狩猟鳥獣の人工増殖または放鳥獣)
- 第13条 猟区管理者は、猟区の区域内における狩猟鳥獣の生息密度を高めるため、キジ、コジュケイ等の人工増殖事業または放鳥事業を行うものとする。
(狩猟禁止区域)
- 第14条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の避難または繁殖のための場所として、猟区の区域内にその面積の20%を超えない範囲内で狩猟禁止区域を設けることができる。
(狩猟区域の制限)
- 第15条 猟区管理者は、狩猟の競合をさけるため、必要があると認めるときは、第6条の狩猟鳥獣の区分に応じ、狩猟区域を制限することができる。
(捕獲の制限)
- 第16条 入猟者は、次の表の左欄に掲げる狩猟鳥獣の種類に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる1人1日当りの制限頭数または、羽数をこえて鳥獣を捕獲してはならない。

| 狩 猟 鳥 獣 の 種 類 | 制 限 頭 数 又 は 羽 数 |
|-----------------|---------------------|
| ニ ホ ン ジ カ | 2 頭 (ただし、オス 2 頭は不可) |
| キ ジ 及 び ヤ マ ド リ | 合計して 2 羽 |
| キ ジ バ ト | 10 羽 |
| コ ジ ュ ケ イ | 5 羽 |

- 2 メスジカの捕獲頭数については、猟区管理者が種族保存のため必要と認めるときは禁猟とすることができる。
- 3 入猟者は、メスキジ及びメスヤマドリを捕獲してはならない。
- 4 猟区管理者は、入猟者の請求があったときは、捕獲証明書(第6号様式)を交付しなければならない。
(猟法または猟具の制限)
- 第17条 入猟者は、猟区の区域内において、第1号に掲げる猟法を用い、または第2号に掲げる猟具を使用して鳥獣を捕獲してはならない。
- (1) 猟法 笛またはテープレコーダーを使用する方法
- (2) 猟具 網、罟
- 2 ニホンジカ及びイノシシを捕獲する場合の猟法は次のとおりとする。
- (1) 猟法は、狩場単位で組猟によるものに限る。
- (2) 立場以外の場所での装填及び発砲は禁止する。
- 3 猟区管理者は、必要があるときは、猟犬の種類を制限することができる。
(損失の補償)
- 第18条 猟区設定者は、猟区の設定により猟区の区域内の農作物、竹木等につき損失を受けたものに対し、通常生ずべき損失を補償するものとする。
(猟区内における猟犬の競技会等の届出)
- 第19条 猟区の区域内において、次に掲げる行為を行なおうとする者は、書面で猟区管理者に届け出なければならない。
- (1) 猟犬の猟野競技会
- (2) 猟犬の猟技鑑賞会
- (3) 猟犬の集団的訓練
- (4) 前各号に掲げる行為に類似する行為
(猟区の職員及び案内人)
- 第20条 猟区に巡視員及び案内人を置く。
- 2 巡視員は、猟区に関する施設の保全に努め、猟区の区域内で行われる狩猟を監視し、入猟者の指導、違反の防止、密猟取り締り等を行う。
- 3 猟区管理者は、組猟を行う入猟者に案内人を付すものとし、案内料は、猟区管理者が定める額とする。
- 4 猟区管理者、巡視員及び案内人は、管理者(巡視員・案内人)証(第7号様式)を携帯するとともに、それぞれ腕章(第8号様式)を着けるものとする。

(退猟の命令等)

第21条 猟区管理者、巡視員及び案内人は、入猟者が法または第11条、第16条第1項、第2項、第3項若しくは第17条の規定に違反したときは、退猟を命ずるとともに、法に違反する場合にあっては、直ちに猟区の区域を管轄する都道府県知事及び所轄警察署長に届け出なければならない。

(違反者の処分)

第22条 入猟者がこの規定に違反した場合は、次の区分に従い違反金を徴収するとともに違反行為によって捕獲した鳥獣を提出させるものとする。

- (1) 第11条第3号、第6号若しくは、第11号または第17条第1項若しくは、第2項違反については3,000円とする。
- (2) 第11条第4号違反については承認区分によりニホンジカ及びイノシシについては1頭につき15,000円、他の鳥獣については3,000円
- (3) 第11条第5号違反については2,000円及び狩猟禁止区域で捕獲した鳥獣1羽(頭)につき3,000円。ただしニホンジカ及びイノシシについては、1頭につき15,000円
- (4) 第11条第7号違反については、生じた損害額に相当する金額
- (5) 第16条第1項及び第3項違反については、1羽につき3,000円。ただしニホンジカについては、1頭につき15,000円

(委任)

第23条 この規定に定めるもののほか、猟区の管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、神奈川県知事の認可の日(平成18年4月1日)から施行する。
この規程は、神奈川県知事の認可の日(平成19年11月15日)から施行する。

○相模原市鳥屋猟区管理規程

平成18年11月15日
告示第386号

(趣旨)

第1条 この告示は、相模原市鳥屋猟区の管理、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(猟区の名称)

第2条 この猟区の名称は、相模原市鳥屋猟区(以下「猟区」という。)とする。

(猟区設定者)

第3条 猟区は、相模原市が設定し、管理するものとする。

(事務所の位置)

第4条 猟区の事務を処理するため、相模原市緑区中野633番地に事務所を置く。

(猟区の区域)

第5条 猟区の区域は、別表のとおりとする。

(猟区の存続期間)

第6条 猟区の存続期間は、平成15年11月1日から平成25年10月31日までとする。

(入猟申込みの手続)

第7条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第55条第1項の登録を受けた者で、猟区の区域内において鳥獣を捕獲しようとする者(以下「狩猟者」という。)は、入猟希望日の5日前までに、狩猟者登録証(法第60号に規定する狩猟者登録証をいう。以下同じ。)の写し、その他猟区管理者が必要と認めた書類を添えて入猟申込書により猟区管理者に申し込まなければならない。

2 入猟の申込みをする際の狩猟鳥獣の区分は、ニホンジカ、イノシシその他の鳥獣類とする。

(入猟承認の基準)

第8条 入猟期間及び入猟日は、次の表の狩猟鳥獣の区分に応じ、それぞれ入猟期間及び入猟日の欄に定めるとおりとする。ただし、入猟については猟区管理者が天候その他特別の事情により入猟できないと認めるときはこの限りでない。

| 狩猟鳥獣の区分 | 入猟期間 | 入猟日 |
|-----------|----------------------|--------------------|
| ニホンジカ(オス) | 11月15日から12月31日まで及び1月 | 土曜日、日曜日、11月15日及び2月 |
| イノシシ | 1日から2月末日まで | 末日 |
| その他の鳥獣類 | | |
| ニホンジカ(メス) | 同上 | 猟区管理者が定める日 |

- 前項に定める入猟期間内であっても、猟区管理者が狩猟鳥獣の種族保存のため必要があると認めるときは、閉猟することができる。
- 入猟を承認する者の数は、1日につき50人以内とする。
- 前条第1項の規定による申込みをした人数が前項の入猟を承認する者の数を超えるときは、抽選により決定する。
- 最近の3登録年度の間において第12条、第17条第1項若しくは第2項又は第18条第1項若しくは第3項の規定に違反した者については、入猟を承認しない。

(入猟承認等)

第9条 猟区管理者は、第7条第1項の規定による申込みがあったときは、当該申込みに係る狩猟者ごとに入猟の承認又は不承認の決定をし、書面又は口頭によりその旨を速やかに通知するものとする。

(入猟承認料の納付)

第10条 前条の規定により入猟の承認の決定を受けた者(以下「入猟者」という。)は、相模原市鳥屋猟区入猟承認料徴収条例(平成17年相模原市条例第130号)の定めるところにより、入猟承認料を納付しなければならない。

(入猟承認証等)

第11条 猟区管理者は、入猟者に対し、その入猟の際に入猟承認証(第1号様式)、腕章(第2号様式)及び入猟車証(第3号様式)を交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 入猟承認料が未納であるとき。
- 入猟承認証の義名人と狩猟者登録証及び狩猟者賠償責任保険証の氏名が一致しないとき。
- 入猟者は、入猟承認証、腕章又は入猟車証を紛失したときは、直ちに猟区管理者に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、入猟者は、腕章1個につき購入相当額を猟区管理者に弁償しなければならない。

(入猟者の守るべき条件)

第12条 入猟者の守るべき条件は、次のとおりとする。

- 入猟者は、入猟承認証及び狩猟者登録証を携帯し、猟区管理者又は第22条に規定する猟区の職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 入猟者は、入猟中は腕章を着けなければならない。
- 入猟者は、承認を受けた狩猟鳥獣類以外を捕獲してはならない。
- 入猟者は、次条の規定により設けられた施設及び第14条に規定する事業を行うため設けられた施設を移転し、汚損し、毀損し、又は除去してはならない。
- 入猟者は、第15条の規定により設けられた狩猟禁止区域の区域内において狩猟してはならない。
- 入猟者は、第16条の規定により狩猟区域を制限された場合は、これに従わなければならない。
- 入猟者は、ニホンジカ又はイノシシを狩猟する場合は、案内人の案内により狩猟しなければならない。
- 入猟者は、猟区の区域内においてたき火をし、又は農作物、竹林等を損傷してはならない。
- 入猟者は、猟区の区域内において予備銃を携帯してはならない。
- 猟犬は、組猟の場合にあっては1組4頭以内とする。ただし、その他の鳥獣類を捕獲する場合にあっては1人2頭以内とする。
- 入猟者は、第18条第2項の規定により猟犬の種類を制限された場合には、これに従わなければならない。
- 入猟者は、退猟の際に鳥獣の種類別捕獲数を入猟承認証の裏面の相当欄に記入し、腕章及び入猟車証とともに猟区管理者に返納しなければならない。

(狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設)

第13条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設として狩猟鳥獣の営巣、避難、採餌等に必要な森林を猟区の区域内に設けるものとする。

(狩猟鳥の放鳥)

第14条 猟区管理者は、猟区の区域内における狩猟鳥の生息密度を高めるため、キジ、ヤマドリ等の放鳥事業を行うものとする。

(狩猟禁止区域)

第15条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の避難又は繁殖のための場所として、猟区の区域内にその面積の20パーセントを超えない範囲内で狩猟禁止区域を設けることができる。

(狩猟区域の制限)

第16条 猟区管理者は、狩猟の競合を避けるため、必要があると認めるときは、第8条の狩猟鳥獣の区分に応じ、狩猟区域を制限することができる。

(捕獲の制限等)

第17条 入猟者は、次の表の左欄に掲げる狩猟鳥獣の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる1人1日当たりの捕獲制限頭数又は羽数を超えて捕獲してはならない。

| 狩猟鳥獣の種類 | 捕獲制限頭数又は羽数 |
|----------|------------------|
| ニホンジカ | 2頭、ただし、オスは1頭とする。 |
| イノシシ | 1頭 |
| キジ及びヤマドリ | 合計して2羽 |
| キジバト | 10羽 |
| コジュケイ | 5羽 |

2 入猟者は、メスキジ及びメスマヤマドリを捕獲してはならない。

3 猟区管理者は、入猟者の請求があったときは、捕獲証明書(第4号様式)を交付しなければならない。

(猟法又は猟具の制限)

第18条 ニホンジカ及びイノシシを捕獲する場合の猟法及び猟具は、次のとおりとする。

(1) 猟法は、狩場単位で組猟によるものに限る。

(2) 立場以外の場所での装填及び発砲は禁止する。

2 猟区管理者は、必要があると認めるときは、猟犬の種類を制限することができる。

3 入猟者は、猟区の区域内において、笛、網又はわなを使用して鳥獣を捕獲してはならない。

(損失の補償)

第19条 猟区設定者は、猟区の設定により猟区の区域内の農作物、竹木等につき損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。

(法第9条第1項の許可を受けた者の取扱い)

第20条 法第9条第1項の規定による許可を受けた者で、猟区の区域内において鳥獣を捕獲しようとする者は、その目的、日時、捕獲しようとする鳥獣の種類及び数量を記載した書面に鳥獣捕獲許可証又は従事者証の写しを添えて、入猟申込書により猟区管理者に申し込まなければならない。

2 猟区管理者は、前項の規定による申込みがあった場合において、猟区の維持管理上支障があるときその他必要があるときは、当該申込みに係る鳥獣の捕獲を承認しないこと

ができる。

(猟区内における猟犬の競技会等の禁止)

第21条 猟区の区域内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 猟犬の野野競技会
- (2) 猟犬の猟技鑑賞会
- (3) 猟犬の集团的訓練
- (4) 前各号に掲げる行為に類似する行為

(猟区の職員)

第22条 猟区管理者は、猟区に巡視員及び案内人を置く。

2 巡視員は、猟区に関する施設の保全に努め、猟区の区域内で行われる狩猟を監視し、入猟者の指導、違反の防止、密猟取締り等を行う。

3 案内人は、猟区内を案内し、必要に応じ入猟者へ指導及び助言ができるものとし、案内料は、猟区管理者が別に定める額とする。

4 巡視員及び案内人は、相模原市鳥屋猟区巡視員(案内人)証(第5号様式)を携帯するとともに、腕章(第6号様式)を着けるものとする。

(退猟の命令等)

第23条 猟区管理者、巡視員及び案内人は、入猟者が法の規定に違反する行為をしたとき、又は第12条、第17条第1項若しくは第2項、第18条第1項若しくは第3項の規定に違反したときは、退猟を命ずるとともに、直ちに神奈川県知事及び津久井警察署長に届け出なければならない。

(様式)

第24条 この告示の規定により使用する書類の様式(第1号様式から第6号様式までを除く。)は、別に定める。

(委任)

第25条 この告示に定めるもののほか、猟区の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、県知事の認可のあった日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示第132号)

この告示は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第71条

第1項の規定による神奈川県知事の認可を受けた日から施行する。

附 則(平成23年11月8日告示第561号)

この告示は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第71条第1項の規定による神奈川県知事の認可を受けた日から施行する。

別表(第5条関係)

猟区の区域

相模原市緑区鳥屋のうち、林道竹野々線と東京電力株式会社新多摩線送電線下との交点を起点とし、同所から同送電線下を南に進み丹沢大山国定公園境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み愛甲郡清川村と同市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み足柄上郡山北町と同市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み同市緑区青根と同市緑区鳥屋の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み同市緑区青野原と同市緑区鳥屋の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み茨菰山鳥獣保護区境界線との交点に至り、同所から同境界線を東に進み東京電力株式会社新多摩線送電線下との交点に至り、同所から同送電線下を南に進み起点に至る線により囲まれた区域(宮ヶ瀬湖鳥獣保護区、松茸山鳥獣保護区及び丹沢大山国定公園特別保護地区の区域並びに同市緑区鳥屋字竹野々2400番1、15、20、23、26、28、29、33、36から38まで、40及び42並びに2421番11、13及び16の区域を除く。)及び電源開発株式会社佐久間東幹線送電線下と同市緑区青山と同市緑区鳥屋の境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南に進み愛甲郡清川村と同市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西に進み北岸林道との交点に至り、同所から同林道を北西に進み鳥居原橋に至り、同所から電源開発株式会社佐久間東幹線No.381号鉄塔を見通す直線を東に進み同鉄塔に至り、同所から電源開発株式会社佐久間東幹線送電線下を東に進み起点に至る線により囲まれた区域

山北町三保猟区管理規程(案)

(猟区の設定者)

第1条 この猟区は、神奈川県足柄上郡山北町が設定する。

(猟区の名称)

第2条 この猟区は、山北町三保猟区(以下「猟区」という。)と称する。

(事務所の位置)

第3条 猟区の事務所は、神奈川県足柄上郡山北町山北1、301番地4山北町役場に置く。

(猟区の区域)

第4条 猟区の区域は、神奈川県足柄上郡山北町の区域のうちの別表のとおりとする。

(猟区の存続期間)

第5条 猟区の存続期間は、平成15年11月1日から平成25年10月31日までとする。

(猟区管理者)

第6条 猟区管理者は、山北町長とする。

(入猟申込み手続)

第7条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第55条第1項の規定による登録を受けて猟区の区域内において鳥獣を捕獲しようとする者(以下「狩猟者」という。)は、次の各号に掲げる日までに山北町三保猟区入猟申込書(別記第1号様式)に狩猟者登録証の写しを添えて猟区管理者に申し込まなければならない。

- (1) 狩猟者が組猟を行おうとする場合には、その年度の9月20日。
- (2) 前号以外の場合には、入猟希望日の5日前。

(入猟承認の基準)

第8条 狩猟者の入猟日は、次表に定めるとおりとする。但し雨雪等のため狩猟することができない場合は、この限りでない。

| 狩猟鳥獣の区分 | 入猟期間 | 入猟日 |
|-----------|---------------------|-------------------|
| ニホンジカ(オス) | 10月15日から 3月15日まで | 土曜日、日曜日 |
| その他の鳥獣類 | | 国民の祝日に関する法律に定める休日 |
| ニホンジカ(メス) | 猟区管理者が定める日 | |

2 ニホンジカについては、前項に定める入猟期間満了前であっても種族保存のため必要があると認めるときは、閉猟することができる。

3 入猟を承認する者の数は、第1項の狩猟鳥獣の区分に応じ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 組猟の場合にあっては、1日につき1組20人以内とし3組まで。

(2) 組猟以外の場合にあっては、1日につき50人以内、但し組猟入猟日については30人以内。

4 狩猟者が前項の規定の人員を越える時は、抽選により入猟を承認するものとする。

5 過去3登録年度の間に於いて第12条の規定に違反した者については、入猟を承認しないものとする。

(入猟承認の通知)

第9条 猟区管理者は、入猟を承認した者(以下「入猟者」という。)に対し書面(別記第2号様式)又は口頭によりすみやかに通知するものとする。

(入猟承認料)

第10条 入猟承認料の金額は、次のとおりとする。

| | | |
|--------------|------|------------|
| (1) ニホンジカ | 1人1日 | 8,400円 |
| (2) その他の狩猟鳥獣 | 1人1日 | 組 猟 6,300円 |
| | 羽物猟 | 5,250円 |

但し、上記の金額は消費税が含まれる。

2 入猟承認料は、入猟の前に現金又は為替により猟区事務所に納付しなければならない。

3 納付された入猟承認料は、還付しない。但し、猟区管理者が天候その他特別の事情により入猟することができないと認めるときは、この限りではない。

4 法第9条第1項の許可を受けて鳥獣を捕獲する場合は、入猟承認料を免除する。

(入猟承認証等)

第11条 猟区管理者は、入猟者に対しその入猟の際に入猟承認証(別記第3号様式)、腕章(別記第4号様式)及び車旗(別記第5号様式)を交付する。但し、次の各号の1に該当する場合は、この限りでない。

(1) 入猟承認料が未納であるとき。

(2) 入猟承認証の名義人と狩猟者登録証の氏名が一致しないとき。

2 猟区管理者は、必要があると認めるときは、入猟者の随伴者について(別記第13号様式)による腕章を交付する。入猟者又は随伴者が入猟承認証、腕章及び車旗を紛失したときは、直ちに猟区管理者に届け出てその再交付を受けなければならない。この場合において、当該入猟者は、紛失した腕章及び車旗1枚につき購入相当額を弁償しなければならない。

(入猟者の守るべき条件)

第12条 入猟者の守るべき条件は、次のとおりとする。

(1) 入猟者は、入猟承認証及び狩猟者登録証を携帯するとともに腕章をつけていなければならない。

(2) 入猟者は、前号の規定による入猟承認証及び狩猟者登録証を猟区管理者、猟区主任及び巡視員がその身分を証する証票を提示して請求したときは、これを提示しなければならない。

(3) 入猟者は、車旗を車両の目立つ位置に掲示しなければならない。

(4) 入猟者は、次条及び第14条の規定により設けられた施設を移転し、汚損損傷し又は除去してはならない。

(5) 入猟者は、承認された鳥獣以外の鳥獣を捕獲してはならない。

(6) 入猟者は、第15条の規定により設けられた狩猟禁止区域の区域内において鳥獣を捕獲してはならない。

(7) 入猟者は、第16条の規定により狩猟区域を制限された場合は、これに従わなければならない。

(8) 入猟者は、猟区の区域内において、たき火をし又は農林水産物等を損傷してはならない。

(9) 入猟者は、猟区の区域内において、予備銃を携帯してはならない。

(10) 猟犬は、組猟の場合にあっては1組4頭以内、その他の鳥獣類を捕獲する場合にあっては1人2頭以内とする。

(11) 入猟者は、第18条第3項の規定により猟犬の種類を制限された場合は、これに従わなければならない。

(12) 入猟者は、退猟の際に鳥獣の種類別捕獲数を入猟承認証の裏面の相当欄に記入し、腕章及び車旗とともに猟区管理者に返納しなければならない。

(狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設)

第13条 狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設として、次に掲げる施設を猟区の区域内に設ける。

(1) 狩猟鳥獣のための給水施設。

(2) 狩猟鳥獣のための給餌施設。

(3) 狩猟鳥獣の営巣、避難及び採餌等に必要な森林及び草原。

(狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣)

第14条 猟区管理者は、猟区の区域内における狩猟鳥獣の生息密度を高めるため環境状況に合う鳥獣の人工増殖事業又は放鳥獣事業を行う。

(狩猟禁止区域)

第15条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の避難又は繁殖のための場所として猟区の区域内にその面積の20%をこえない範囲内で狩猟禁止区域を設けることができる。

(狩猟区域の制限)

第16条 猟区管理者は、狩猟の競合をさけるため必要があると認めるときは、第8条の狩猟鳥獣の区分に応じ狩猟区域を制限することができる。

(捕獲数の制限)

第17条 入猟者は、次の表に掲げる1人1日当りの制限頭数又は羽数をこえて鳥獣を捕獲してはならない。

| 狩猟鳥獣の種類 | 制限頭数又は羽数 |
|----------|----------------|
| ニホンジカ | 2頭(ただしオス2頭は不可) |
| キジ及びヤマドリ | 合計して 2羽 |
| キジバト | 10羽 |
| コジュケイ | 5羽 |

- 入猟者は、メスキジ、メスヤマドリを捕獲してはならない。
- 猟区管理者は、入猟者の請求があったときは、捕獲証明書(別記第6号様式)を交付しなければならない。

(猟法又は猟具の制限)

第18条 入猟者は、猟区の区域内において笛・テープレコーダーを使用する猟法又は網・罟を用いて鳥獣を捕獲してはならない。

- ニホンジカ、イノシシ(イノブタを含む。)及びクマを捕獲する場合の猟法及び猟具は、次のとおりとする。
 - 猟法は猟場単位で組猟によるものに限る。
 - 銃は単身又は2連型式の散弾銃(実包は1粒弾に限る。)及びライフル銃とする。
 - 立場以外の場所での装填及び発砲は禁止する。
- 猟区管理者は、必要があると認めるときは、猟犬の種類を制限することができる。

(損失の補償)

第19条 猟区設定者は、猟区区域内の農林水産物等に損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(法第9条第1項の許可を受けた者の取扱)

第20条 法第9条第1項の規定による許可を受けた者で、猟区の区域内において鳥獣を捕獲しようとする者は、その目的、日時、捕獲しようとする鳥獣の種類及び数量を記載した書面に鳥獣捕獲許可証又は従事者証の写しを添え、猟区管理者に申し込まなければならない。但し、許可に先立ち猟区の区域内における捕獲について事前に文書にて協議を受け、猟区管理者がこれを承認した者については、この限りで

はない。

- 猟区管理者は、前項の申し込みがあった場合において、猟区の維持管理上支障があるときその他必要があるときは、当該申し込みに係る鳥獣の捕獲を承認しないことができる。
- 第1項の申し込みをして、これを承認された者は、猟区の区域内においては、猟区管理者が交付する(別記第4号様式)の腕章を着け、その定める条件に従わなければならない。

(猟区内における猟犬の競技会等の届出)

第21条 猟区の区域内において次に掲げる行為を行おうとする者は、書面で猟区管理者に届け出なければならない。

- 猟犬の猟野競技会
- 猟犬の猟技鑑賞会
- 猟犬の集団的訓練
- 前各号に掲げる行為に類似する行為

(猟区の職員)

第22条 猟区に猟区主任、巡視員及び事務員を置く。

- 猟区主任は、猟区主任証(別記第7号様式)を携帯するとともに腕章(別記第8号様式)を着け、猟区管理者の指示に従い猟区の管理運営を行うものとする。
- 巡視員は、巡視員証(別記第9号様式)を携帯するとともに腕章(別記第10号様式)を着け、猟区に關係する施設の保全に努め、猟区の区域内で行われる狩猟を監視し、入猟者の指導、違反の防止、密猟取り締り等を行う。

(案内人)

第23条 猟区管理者は、入猟者に案内人を付けることができるものとする。

- 案内人は、案内人証(別記第11号様式)を携帯し、腕章(別記第12号様式)を着けるものとする。

(退猟の命令等)

第24条 猟区管理者、猟区主任及び巡視員は、入猟者が法又は第12条、第17条第1項から第3項まで若しくは第18条の規定に違反したときは、退猟を命ずるとともに神奈川県知事及び松田警察署長に届け出なければならない。

(違反者の処分)

第25条 入猟者がこの規程に違反した場合は、次の区分に従い違反金を徴収するとともに違反行為によっては捕獲した鳥獣を提出させるものとする。

- 第12条第3号、第6号又は第18条の規定に違反したとき
10,000円

- (2) 第12条第4号、第5号又は第17条第1項の規定に違反したとき
20,000円
- (3) 第12条第7号の規定に違反したとき生じた損害額に相当する金額

2 前項の規定の違反金のほか、違反発生日より起算した3年の開猟期間の入猟を禁止する。

(賠償金)

第26条 入猟者は、前条違反金のほか、この規程に違反することによって猟区設定者に与えた損害について賠償金を支払わなければならない。

(委任)

第27条 この規程に定めるもののほか猟区の管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、神奈川県知事の認可の日(平成 年 月 日)から施行する。

小 島 猟 区 管 理 規 程

(猟区の設定者)

第 一 条 この猟区は、岐阜県揖斐郡揖斐川町が設定する。

(猟区の名称)

第 二 条 この猟区の名称は、揖斐川町小島猟区(以下「猟区」という。)とする。

(事務所の位置)

第 三 条 猟区の仕事所は、岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪一三番地、岐阜県揖斐郡揖斐川町役場に置く。

(猟区の区域)

第 四 条 猟区の区域は、岐阜県揖斐郡揖斐川町の区域のうち、県道春日揖斐川線と県道市場池田線との交点を起点とし、同所から県道市場池田線を東進し揖斐川町と池田町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南進し旧揖斐川町(平成十七年一月三十日における揖斐郡揖斐川町をいう。)と池田町と旧春日村(平成十七年一月三十日における揖斐郡春日村をいう。)との接点に至り、同所から旧春日村の境界線を北西進し旧揖斐川町と旧春日村と旧久瀬村(平成十七年一月三十日における揖斐郡久瀬村をいう。)との接点に至り、同所から旧揖斐川町と旧久瀬村との境界線を北進し字末滝と字門ヶ谷の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し字末滝と字門ヶ谷と字広尾との接点に至り、同所から字峰山と字広尾の境界線を北東進し、県道藤橋池田線との交点に至り、同所から同県道を東進し林道浅鳥線との交点に至り、同所から同林道を西進し字峰山と字椿洞と字紙屋との接点に至り、同所から町道一九〇号を南東進し農道六〇八号との交点に至り、同所から同農道を南進し町道一五三号との交点に至り、同所から同町道を南進し農道六一五号との交点に至り、同所から同農道を南西進し普通河川大谷との交点に至り、同所から同河川を西進し字大谷と字西桐野と字北マモトとの接点に至り、同所から字大谷の字界を南進し字城山との接点に至り、同所から字城山の字界を南東進し字押戸との接点に至り、同所から字押戸の字界を南東進し字新田毛増との接点に至り、同所から字押戸と字新田毛増の境界線を南西進し県道春日揖斐川線に至り、同所から同県道を南東進し起点に至る線により囲まれた区域。

(猟区の存続期間)

第 五 条 猟区の存続期間は、平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日

までとする。

(入猟申込みの手続)

第六條 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年七月十二日法律第八十八号。以下「法」という。）第五十五条第一項の規定による登録を受けた者で猟区に入猟しようとする者（以下「狩猟者」という。）は、入猟希望の日の二日前までの間（以下「申込み期間」という。）に、それぞれ狩猟者登録証の写しを添えて書面で猟区管理者に入猟の申込みをしなければならない。

(入猟承認の基準)

第七條 狩猟者の入猟日は、狩猟期間中の毎土曜日及び日曜日並びに国民の祝日（祝日が日曜日に当たるときはその翌日を含む。）とする。
ただし、雨雪等のため、狩猟することができない場合はこの限りでない。
2. 入猟させる狩猟者の数は、入猟日一日につき十人以内とし、狩猟者の数が入猟日一日につき入猟させる数を超える場合は、抽選によりこれを制限する。
3. 最近の三登録年度の間において第十一条及び第十五条及び第十六条の規定に違反した者については、入猟承認を行わないものとする。

(入猟承認の通知方法)

第八條 入猟を承認された者（以下「入猟者」という。）に対するその旨の通知は、別記様式第一号の入猟承認通知書を交付して行うものとする。

(入猟承認料及びその納付の方法)

第九條 入猟承認料は、入猟者一人、一日につき二百円とする。
2. 入猟者は、入猟の日の前日までに現金（又は為替）をもって、猟区管理者に入猟承認料を納入しなければならない。
3. 入猟承認料の払戻しは行わない。ただし、猟区管理者が入猟承認を取り消した場合は、この限りでない。

(入猟承認証に関する事項)

第十條 猟区管理者は、入猟者に対し、その入猟の際に別記様式第二号による入猟承認証及び別記様式第七号による腕章を交付するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。
(1) 入猟承認料が未納であるとき。
(2) 入猟者の狩猟者登録証の写しの提出がないとき。
(3) 入猟承認通知書の名義が当該入猟者でないとき。

2. 猟区管理者は必要があると認めるときは、入猟者の随伴者について、別記様式第八号による腕章を交付する。
3. 入猟者は、入猟承認証又は腕章を紛失したとき（その随伴者が交付を受けた腕章を紛失したときを含む。）は、ただちに猟区管理者に届け出てその再交付を受けなければならない。この場合において、当該入猟者は紛失した腕章一個につき百円を納めなければならない。

(入猟者の守るべき条件)

第十一條 入猟者の守るべき条件は次のとおりとする。

- (1) 入猟者は、入猟承認証及び狩猟者登録証を携帯し、猟区管理者又は関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないこと。
- (2) 入猟者は、入猟中は腕章を着けなければならないこと。
- (3) 入猟者は、猟区管理者が当該入猟者の随伴者に腕章を交付した場合は、当該随伴者に腕章を着けさせなければならないこと。
- (4) 入猟者は、入猟承認証及び腕章を他人に引き渡してはならないこと。
- (5) 入猟者は、第十四条の規程により、設けられた狩猟禁止区域の区域内において狩猟をしてはならないこと。
- (6) 入猟者は、次条の規程により設けられた施設及び第十三条に規程する事業を行うため設けられた施設を移転し、汚損し、毀壊し、又は除去してはならないこと。
- (7) 入猟者は、猟区の区域内において禁火をしてはならないこと。
- (8) 入猟者は、猟区の区域内において農作物又は竹木等を損傷してはならないこと。
- (9) 入猟者は、猟区内において予備銃を携帯してはならないこと。
- (10) 入猟者は、退猟の際に猟区管理者に対して、捕獲した鳥獣の種類別員数を報告すると共に入猟承認証及び腕章を猟区管理者に返納しなければならないこと。

(狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設の設置に関する事項)

第十二條 猟区管理者は、狩猟鳥獣の生育及び繁殖に必要な施設として、次の各号に掲げる施設を猟区の区域内に設ける。
(1) 狩猟鳥獣のための給水施設。
(2) 狩猟鳥獣のための給餌施設。
(3) 狩猟鳥獣の営巣、避難、採餌等に必要な森林及び草原。

(狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣)

第十三條 猟区管理者は、狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣の事業を行う。

(狩猟を禁止する区域の指定に関する事項)

第十四条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の避難、又は繁殖のための場所として猟区の区域内にその面積の二十パーセントをこえない範囲内で狩猟禁止区域を設けることができる。

(捕獲等の数の制限に関する事項)

第十五条 入猟者は、一日当たり次の表に掲げる鳥獣の種類ごとの羽数（頭数を含む。以下同じ。）を超えて鳥獣を捕獲してはならない。

| 狩猟鳥獣の種類 | 羽数 |
|----------|-----|
| キジ(オス) | 一羽 |
| ヤマドリ(オス) | 一羽 |
| マガモ | 五羽 |
| コジュケイ | 五羽 |
| キジバト | 一〇羽 |

(猟法又は猟具の制限に関する事項)

第十六条 入猟者は、猟区の区域内において第一号に掲げる猟法を用い、又は第二号に掲げる猟具を使用して鳥獣を捕獲してはならない。

- (1) 猟法 笛又はテープレコーダーを使用する方法。
- (2) 猟具 網・わな

(損失の補償に関する事項)

第十七条 猟区設定者は、猟区の設定により猟区の区域内の農作物、竹木等につき損失を受けた者に対し、その設定により通常生ずべき損失を補償するものとする。

(入猟証明書)

第十八条 猟区管理者は、入猟者から入猟承認証の返納を受けたときは、鳥獣捕獲数を確認し、入猟者に対し別記様式第三号の入猟証明書を交付するものとする。

(法第九条第一項の許可を受けた者の取扱い)

第十九条 法第九条第一項の規程による許可を受けた者で、猟区の区域内において鳥獣を捕獲しようとする者は、その目的、日時、捕獲しようとする鳥獣の種類及び数量を記載した書面に鳥獣捕獲許可証又は従事者証の写しを添え、猟区管理者に申し込まなければならない。

2. 猟区管理者は、前項の申込みがあった場合において、猟区の維持管理上支障があるときその他必要があるときは、当該申込みに係る鳥獣の捕獲を承認しないことができる。

3. 第一項の申込みをして、これを承認された者は、猟区の区域内においては猟区管理者が交付する別記様式第九号の腕章を着け、その定める条件に従わなければならない。

(猟区内における猟犬の競技大会等の届け出)

第二十条 猟区の区域内において次の各号の一に該当する行為を行おうとする者は、書面で猟区管理者に届け出るものとする。

- (1) 猟犬の猟野競技会
- (2) 猟犬の猟技鑑賞会
- (3) 猟犬の訓練
- (4) 前各号に掲げる行為に類似する行為

(猟区の職員)

第二十一条 猟区に猟区主任、巡視員及び事務員を置く。

2. 猟区主任は、別記様式第四号による猟区主任証を携帯するとともに、別記様式第十号による腕章を着けるものとする。
3. 巡視員は別記様式第五号による巡視員証を携帯するとともに、別記様式第十二号による腕章を着けるものとする。

(案内人)

第二十二条 猟区管理者は、入猟者に案内人を付することができるものとする。

2. 案内人は、別記様式第六号による案内人証を携帯するとともに、別記様式第十一号による腕章を着けるものとする。
3. 案内料は二千元とする。但し、案内する入猟者が二人以上である場合は、一人増すごとに千円の案内料を増額するものとする。

(退猟の命令等)

第二十三条 猟区管理者及び猟区主任は、入猟者が法の規定に違反する行為をしたとき又は第十一条、第十五条、若しくは第十六条の規定に違反する行為をしたときは、当該入猟者に退猟を命ずると共に、法の規程に違反する行為をしたときは、直ちに猟区の区域を管轄する都道府県知事及び警察署長に届け出なければならない。

2. 巡視員及び案内人は、入猟者が前項に規程する違反行為をしたときは、直ちに猟区管理者又は猟区主任にその旨を報告しなければならない。

(違反者の処分)

第二十四条 入猟者が、この規程に違反した場合は、次の区分に従い違反金を徴収すると

共に、違反行為によって捕獲した鳥獣を提出させるものとする。

- (1) 第十一条第一号から第三号まで、第六号、第七号、若しくは第十号又は第十六条の規程に違反したとき、五千円
- (2) 第十一条第五号の規程に違反したとき、二千円及びこの規程に違反して捕獲した鳥獣一羽又は一頭につき四千円
- (3) 第十五条の規程に違反したとき、この規程に違反して捕獲した鳥獣一羽又は一頭につき四千円

(賠償金)

第二十五条 入猟者は、前条の違反金のほか、この規程に違反することによって猟区設定者に与えた損害（猟区設定者が賠償責任を負うことによって被った損害を含む。）について賠償金を支払わなければならない。

別 記

附 則

この規程は、岐阜県知事の認可の日（平成 年 月 日）から施行する。

〇日野町猟区管理規程

〇日野町猟区管理規程

平成3年8月15日規則第6号

改正

平成5年5月31日規則第12号
平成6年9月30日規則第19号
平成8年11月1日規則第16号
平成13年7月13日規則第15号
平成13年10月30日規則第18号
平成15年4月1日規則第16号
平成16年10月1日規則第13号
平成17年11月10日規則第33号
平成18年9月27日規則第39号
平成22年11月10日規則第17号

日野町猟区管理規程

(猟区の設定者)

第1条 この猟区は、滋賀県蒲生郡日野町が設定する。

(猟区の名称)

第2条 この猟区の名称は、日野町猟区（以下「猟区」という。）と称する。

全部改正〔平成13年規則18号〕

(事務所の位置)

第3条 猟区の事務所は、滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地、日野町役場に置く。

一部改正〔平成13年規則15号・18年39号〕

(猟区の区域)

第4条 猟区の区域は、滋賀県蒲生郡日野町の区域のうち次に掲げる区域とする。

- (1) 町道西明寺原線と林道三峯線との交点を起点とし、同所から同林道を東に進み砂防堰堤との交点に至り、同所から同堰堤を東に進み治山工事作業道との交点に至り、同所から同作業道を北に進み治山堰堤との交点に至り、同所から同堰堤を北に進み作業道との交点に至り、同所から同作業道を東に進み蒲生郡と神崎郡との境界線より南に延びる位置に至り、同所を北に進み蒲生郡と神崎郡との境界線に至り、同所から同境界線を東に進み綿向生産森林組合林と私有林との交点に至り、同所から同境界線を西南に進み砂防堰堤との交点に至り、同所から同堰堤を北に進み作業道との交点に至り、同所から同作業道を西に進み林道水木谷線との交点に至り、同所から同林道を北西に進み作業道交点に至り、同所から同作業道を北に進み町道西明寺原線と前川支川（金割谷）との交点に至り、同所から同谷を西に進み町道西明寺原線との交点に至り、同所から同町道を北西に進み起点に至る線により囲まれた地域
- (2) 県道西明寺水口線と林道音羽谷線との交点を起点とし、同所から同林道を南に進み綿向生産森林組合林と私有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北に進み林道井の谷線との交点に至り、同所から同林道を北に進み国道477号線との交点に至り、同所から同国道を東に進み綿向生産森林組合林と私有林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み蒲生郡と甲賀市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し砥山山頂に至り、同所から北に進み林道宝殿線との交点に至り、同所から同林道を北西に進み県道西明寺水口線との交点に至り、同所から同県道を北に進み起点に至る線により囲まれた地域
- (3) 県道西明寺水口線と町道しゃくなげ線との交点を起点とし、同所から同町道を南東に進み林道奥山線との交点に至り、同所から同林道を南進し雲静作業道の交点に至り、同所から同作業道を南進し黒淵作業道との交点に至り、同所から同作業道を南進し黒久路溜東側歩道との交点に至り、同所から同歩道を東進し通称ドンン坂道との交点に至り、同所から同坂道を東進しスルメ禿から薬師山に至り、同所から蒲生郡と甲賀市の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み私有林と鎌掛生産森林組合林の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み第三緑ヶ丘区画道路に至り、同所から同境界線を北東に進み県道西明寺水口線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み起点に至る線により囲まれた地域

全部改正〔平成13年規則18号〕、一部改正〔平成16年規則13号・18年39号〕

(猟区の存続期間)

第5条 猟区の存続期間は、平成18年11月1日から平成23年10月31日までとする。

全部改正〔平成8年規則16号〕、一部改正〔平成13年規則18号・18年39号〕

(入猟の申込みの手續)

第6条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第55条第1項の規定による登録を受けた者で、猟区に入猟しようとする者（以下「狩猟者」という。）は、入猟を希望する日の直近の日の執務時間内に狩猟者登録証の写しを添えて書面で猟区管理者に入猟の申し込みをしなければならない。

一部改正〔平成13年規則18号・15年16号・18年39号〕

(入猟承認の基準)

- 第7条 狩猟者の入猟日は、狩猟期間(12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)中の毎週土曜日、日曜日および祝日(祝日が日曜日に当たるときは、その翌日を含む。)ならびに11月15日および2月15日(ニホンジカの捕獲に限っては、2月16日から3月15日までの毎週土曜日、日曜日および3月15日)とする。ただし、雨雪等のため狩猟をすることができない場合は、この限りでない。
- 2 入猟させる狩猟者の数は、入猟日1日につき40人以内とする。
- 3 入猟承認は、申し込み先着順に行うものとする。
- 4 最近の3登録年度の間において第11条、第15条および第16条の規定に違反した者については、入猟承認を行わないものとする。

一部改正〔平成5年規則12号・17年33号・22年17号〕

(入猟承認の通知方法)

第8条 入猟を承認された者(以下「入猟者」という。)に対するその旨の通知は、別記様式第1号の入猟承認通知書を交付して行うものとする。

(入猟承認料およびその納付の方法)

- 第9条 入猟承認料は、入猟者1人1日につき10,000円とする。
- 2 入猟者は、入猟の申し込み時に現金または為替をもって猟区管理者に入猟承認料を納付しなければならない。
- 3 入猟承認料の払戻しは行わない。ただし、前項の規定により入猟承認料を納付した者に対し、入猟承認を行わなかった場合、または猟区管理者が入猟承認を取り消した場合は、この限りでない。

(入猟承認に関する事項)

第10条 猟区管理者は、入猟者に対し、その入猟の際に別記様式第2号による入猟承認証および別記様式第3号による腕章を交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 入猟承認料が未納であるとき。
 - (2) 入猟者の狩猟者登録証の写しの提出がないとき。
 - (3) 入猟承認通知書の名義が当該入猟者でないとき。
- 2 猟区管理者は、必要があると認めるときは、入猟者の随伴者について別記様式第4号による腕章を交付するものとする。
- 3 入猟者は、入猟承認証または腕章を紛失したとき(その随伴者が交付を受けた腕章を紛失したときを含む。)は、直ちに猟区管理者に届け出てその再交付を受けなければならない。この場合において、当該入猟者は紛失した腕章1個につき1,000円を納めなければならない。

一部改正〔平成13年規則18号〕

(入猟者の守るべき条件)

- 第11条 入猟者の守るべき条件は、次のとおりとする。
- (1) 入猟者は、入猟承認証および狩猟者登録証を携帯し、猟区管理者または関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないこと。
 - (2) 入猟者は、入猟中は腕章を着けなければならないこと。
 - (3) 入猟者は、猟区管理者が当該入猟者の随伴者に腕章を交付した場合は、当該随伴者に腕章を着けさせなければならないこと。
 - (4) 入猟者は、入猟承認証および腕章を他人に引渡してはならないこと。
 - (5) 入猟者は、第14条の規定により設けられた狩猟禁止区域の区域内において狩猟をしてはならないこと。
 - (6) 入猟者は、次条の規定により設けられた施設および第13条に規定する事業を行うため設けられた施設を移転し、汚損し、毀壊し、または除去してはならないこと。
 - (7) 入猟者は、猟区の区域内において、たき火をしてはならないこと。
 - (8) 入猟者は、猟区の区域内において、農作物または竹木等を損傷してはならないこと。
 - (9) 入猟者は、猟区の区域内において、予備銃を携帯してはならないこと。
 - (10) 入猟者は、退猟の際に猟区管理者に対して、捕獲等した鳥獣の種類別員数を報告するとともに、入猟承認証および腕章を猟区管理者に返納しなければならないこと。

一部改正〔平成13年規則18号・15年16号〕

(狩猟鳥獣の生育および繁殖に必要な施設)

第12条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の生育および繁殖に必要な施設として、次の各号に掲げる施設を猟区の区域内に設ける。

- (1) 狩猟鳥獣のための給水施設
- (2) 狩猟鳥獣のための給餌施設
- (3) 狩猟鳥獣の営巣、避難および採餌等に必要な森林および草原
(狩猟鳥獣の人工増殖または放鳥獣)

第13条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の人工増殖または放鳥獣の事業を行う。
(狩猟禁止区域)

第14条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の避難または繁殖のための場所として、猟区の区域内にその面積の20%を超えない範囲内で狩猟禁止区域を設けることができる。

(捕獲数の制限)

第15条 入猟者は、1日当たり次の表に掲げる鳥獣の種類ごとの羽数(頭数を含む。以下同じ。)を超えて鳥獣を捕獲してはならない。

| 狩猟鳥獣の種類 | 羽数(頭数) |
|---|-----------------|
| オスキジおよびオスマドリ | 合計して2羽 |
| ウズラ | 5羽 |
| コジュケイ | 5羽 |
| オナガガモ・コガモ・マガモ・ヒドリガモ・ハシロガモ・カルガモ・ホシハジロ・ヨシガモ・キンクロハジロ・クロガモおよびスズガモ | 合計して5羽 |
| バン | 3羽 |
| タシギおよびヤマシギ | 合計して5羽 |
| キジバト | 10羽 |
| ニホンジカ | 5頭(うちオスジカは1頭まで) |

一部改正〔平成6年規則19号・17年33号〕

(猟法または猟具の制限)

第16条 入猟者は、猟区の区域内において、第1号に掲げる猟法を用い、または第2号に掲げる猟具を使用して鳥獣を捕獲してはならない。

- (1) 猟法 笛またはテープレコーダーを使用する方法
- (2) 猟具 網・罟

一部改正〔平成13年規則18号〕

(損失の補償)

第17条 猟区設定者は、猟区の設定により猟区の区域内の農作物、竹木等につき損失を受けた者に対し、その設定により通常生ずべき損失を補償するものとする。

(入猟証明書)

第18条 猟区管理者は、入猟者から入猟承認証の返納を受けたときは、鳥獣の捕獲数を確認し、入猟者から請求があった場合には、別記様式第5号の入猟証明書を交付するものとする。

一部改正〔平成13年規則18号〕

(法第9条第1項の許可を受けた者の取扱い)

第19条 法第9条第1項の規定による許可を受けた者で、猟区の区域内において鳥獣を捕獲等しようとする者は、その目的、日時、捕獲等しようとする鳥獣の種類および数量を記載した書面に鳥獣捕獲許可書または従事者証の写しを添えて猟区管理者に申し込まなければならない。

2 猟区管理者は、前項の申し込みがあった場合において、猟区の維持管理上支障があるときその他必要があるときは、当該申し込みに係る鳥獣の捕獲等を承認しないことができる。

3 第1項の申し込みをして、これを承認された者は、猟区の区域内においては、猟区管理者が交付する別記様式第5号の腕章を着けその定める条件に従わなければならない。

一部改正〔平成13年規則18号・15年16号〕

(猟区内における猟犬の競技会等の届出)

第20条 猟区の区域内において次の各号のいずれかに該当する行為を行うとする者は、書面で猟区管理者に届け出なければならない。

- (1) 猟犬の猟野競技会
- (2) 猟犬の猟技鑑賞会
- (3) 猟犬の訓練
- (4) 前各号に掲げる行為に類似する行為

一部改正〔平成13年規則18号〕

(猟区の職員)

第21条 猟区に猟区主任、巡視員および事務員を置く。

2 猟区主任は、別記様式第7号による猟区主任証を携帯するとともに、別記様式第8号による腕章を着けるものとする。

3 巡視員は、別記様式第9号による巡視員証を携帯するとともに、別記様式第10号による腕章を着けるものとする。

一部改正〔平成13年規則18号〕

(案内人)

- 第22条 猟区管理者が、承認した案内人を付するものとする。
 2 案内人は、別記様式第11号による案内人証を携帯するとともに、別記様式第12号による腕章を着けるものとする。
 3 入猟者は、案内人に直接案内料を支払うものとする。
 一部改正〔平成13年規則18号〕

(退猟の命令等)

- 第23条 猟区管理者および猟区主任は、入猟者が法もしくは同法の規定による禁止もしくは制限または第11条、第15条もしくは第16条の規定に違反する行為をしたときは、当該入猟者に退猟を命ずるとともに、同法または同法の規定による禁止もしくは制限に違反する場合にあっては、直ちに猟区の区域を管轄する都道府県知事および警察署長に届け出なければならない。
 2 巡視員および案内人は、入猟者が前項に規定する違反行為をしたときは、直ちに猟区管理者または猟区主任にその旨を報告しなければならない。
 一部改正〔平成13年規則18号〕

(違反者の処分)

- 第24条 入猟者がこの規則に違反した場合、次の区分に従い違反金を徴収するとともに、違反行為によって捕獲等した鳥獣を提出させるものとする。
 (1) 第11条第1号から第3号まで、第6号、第7号もしくは第10号または第16条の規定に違反したとき 10,000円
 (2) 第11条第5号または第9号の規定に違反したとき 6,000円およびこの規定に違反して捕獲等した鳥獣1羽または1頭につき 10,000円
 (3) 第15条の規定に違反したとき この規定に違反して捕獲等した鳥獣1羽または1頭につき 10,000円
 一部改正〔平成13年規則18号・15年16号〕

(賠償金)

- 第25条 入猟者は、前条の違反金のほか、この規則に違反することによって猟区設定者に与えた損害(猟区設定者が賠償責任を負うことによつて被つた損害を含む。)について賠償金を支払わなければならない。
 一部改正〔平成13年規則18号〕

付 則

- 1 この規則は、環境庁長官の認可の日から施行する。
 2 日野町猟区管理規程(昭和61年日野町規則第7号)は廃止する。

付 則(平成5年規則第12号)

この規則は、環境庁長官の認可の日から施行する。

付 則(平成6年規則第19号)

この規則は、環境庁長官の認可の日から施行する。

付 則(平成8年規則第16号)

この規則は、平成8年11月1日から施行する。

付 則(平成13年規則第15号)

この規則は、平成13年7月14日から施行する。

付 則(平成13年規則第18号)

この規則は、平成13年11月1日から施行する。

付 則(平成15年規則第16号)

この規則は、平成15年4月16日から施行する。

付 則(平成16年規則第13号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

付 則(平成17年規則第33号)

この規則は、平成17年11月10日から施行する。

付 則(平成18年規則第39号)

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

付 則(平成22年11月10日規則第17号)

この規則は、滋賀県知事の認可の日から施行する。

別記様式第1号

広島県呉市倉橋町猟区管理規程

(猟区の設定及び管理者)

- 第1条 この猟区は、広島県呉市が設定し、管理者(以下「猟区管理者」という。)は、呉市長とする。

(猟区の名称)

- 第2条 この猟区の名称は、呉市倉橋町猟区(以下「猟区」という。)とする。

(事務所の位置)

- 第3条 猟区の事務所は広島県呉市倉橋町1210-1呉市倉橋市民センターに置く。

(猟区の区域)

- 第4条 猟区の区域は、広島県呉市倉橋町一円(ただし、広島県呉市倉橋町宇遠見山特定猟具(銃器)使用禁止区域、広島県呉市倉橋町宇亀ヶ首特定猟具(銃器)使用禁止区域及び広島県呉市倉橋町宇羽山島、横島、黒島の区域並びに市道宇和木～須川線以西の部分を除く。)の範囲とする。

(猟区の存続期間)

- 第5条 猟区の存続期間は、平成13年11月15日から平成23年10月30日までとする。

(入猟申込み手続)

- 第6条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第55条第1項の規定による登録を受けた者で、猟区に入猟しようとする者(以下「狩猟者」という。)は、入猟の希望の日の30日前から10日前までの間(以下「申込期間」という。)に、狩猟者登録証の写しを添えて書面(猪の捕獲を目的とした入猟の申込みをする場合は、その旨を明示する。)で猟区管理者に入猟の申込みをしなければならない。ただし、申込期間内に狩猟者が入猟制限人数に満たない場合は、入猟の希望の日の前日まで申し込むことができる。

(入猟承認の基準)

- 第7条 狩猟者の入猟日は、次のとおりとする。
 (1) 狩猟期間中の、11月15日、1月2日、1月3日、2月末日、火曜日、水曜日、木曜日及び日曜日並びに祝日(祝日が日曜日に当たるときは、その翌日を含む。)とする。ただし、10月15日から11月14日、3月1日から3月15日迄の期間は入猟を認めない。また、

猟区管理者が天候等のため狩猟できないと認められる時は、これを制限する。

- (2) 前号の入猟日のうち、11月15日、1月2日、1月3日、2月末日を除く火曜日、水曜日、木曜日は、猪の捕獲を目的とする。
- 2 入猟させる狩猟者の数は、入猟日1日につき30人以内とする。ただし、11月15日及び2月末日は、60人以内とする。なお狩猟者の数が、入猟日1日の入猟制限人数を超える場合は、入猟申込期間最終日に抽選によりこれを制限する。また、入猟制限人数に満たない場合は、先着順に入猟させる。
- 3 最近の3登録年度の間において法第9条、法第17条及び法第38条の規定に違反した者については、入猟承認を行わないものとする。

(入猟承認の通知方法)

第8条 入猟を承認された者（以下「入猟者」という。）に対するその旨の通知は、別記様式第1号の入猟承認通知書を交付して行なうものとする。

(入猟承認料及びその納付方法)

- 第9条 入猟承認料は、入猟者1人、1日につき5,000円（消費税を含む）とする。ただし、2月1日から2月末日までの猪の捕獲を目的とする入猟日については、これを無料とする。
- 2 入猟者は、入猟日の前日までに猟区管理者に入猟承認料を現金で納付しなければならない。
- 3 入猟承認料の返還はしない。ただし、猟区管理者が特別な理由があると認めるときは、入猟承認料を返還することができる。

(入猟承認証に関する事項)

- 第10条 猟区管理者は、入猟者に対し、その入猟の際に、別記様式第2号による入猟承認証及び別記様式第7号による腕章を交付するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 入猟承認料が未納であるとき。
 - (2) 入猟者の狩猟者登録証の写しの提出がないとき。
 - (3) 入猟承認通知書の名義が、当該入猟者でないとき。
- 2 猟区管理者は、必要があると認めるときは、入猟者の随伴者について、別記様式第8号による腕章を交付する。
入猟者は、入猟承認証又は腕章を紛失したとき（その随伴者が交付を受けた腕章を含む。）は、直ちに猟区管理者に届け出てその再交付を受けなければならない。この場合において当該入猟者は、紛失した腕章一個につき2,000円を納めなければならない。

(入猟者の守るべき条件)

第11条 入猟者の守るべき条件を、次のとおりとする。

- (1) 入猟者は、入猟承認証及び狩猟者登録証を携帯し、猟区管理者又は関係者から提示を求めたときは、これを提示しなければならないこと。
- (2) 入猟者は、入猟中は腕章を着けなければならないこと。
- (3) 入猟者は、猟区管理者が当該入猟者の随伴者に腕章を交付した場合は、当該随伴者に腕章を着せさせなければならないこと。
- (4) 入猟者は、入猟承認証及び腕章を他人に引き渡してはならないこと。
- (5) 入猟者は、法第15条の規定により設けられた狩猟禁止区域の区域内において狩猟をしてはならないこと。
- (6) 入猟者は、13条の規定により設けられた施設及び法第68条に規定する事業を行なうため設けられた施設を移転し、汚損し、毀壊し、又は除去してはならないこと。
- (7) 入猟者は、猟区の区域内において焚き火をしてはならないこと。
- (8) 入猟者は、猟区の区域内において農作物又は竹木等を損傷してはならないこと。
- (9) 入猟者は、猟区の区域内において予備銃を携帯してはならないこと。
- (10) 入猟者は、退猟の際に、猟区管理者に対して、捕獲した鳥獣の種類別員数を報告するとともに、入猟承認証及び腕章を猟区管理者に返納しなければならないこと。

(入猟の区域の制限)

第12条 猟区管理者が必要と認めた場合は、入猟の区域を制限することができる。

(狩猟鳥獣の育成及び繁殖に必要な施設)

- 第13条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の育成及び繁殖に必要な施設として、次の各号に掲げる施設を猟区の区域内に設ける。
 - (1) 狩猟鳥獣のための給水施設
 - (2) 狩猟鳥獣のための給餌施設
 - (3) 狩猟鳥獣の営巣、避難及び採餌等に必要な森林及び草原

(狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣)

第14条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣の事業を行なう。

(狩猟禁止区域)

第15条 猟区管理者は、狩猟鳥獣の避難又は繁殖のための場所として、猟区の区域内にその面積の

20%を超えない範囲内で狩猟禁止区域を設けることができる。

(捕獲数の制限)

第16条 入猟者は、1日当たり次の表に掲げる鳥獣の種類ごとの羽数又は頭数を超えて鳥獣を捕獲してはならない。

| 狩猟鳥獣の種類 | 羽数及び頭数 |
|----------|---------------------|
| キジ及びヤマドリ | 合計して10羽 |
| コジュケイ | (ただしキジ及びヤマドリは3羽、 |
| キジバト | コジュケイは8羽を最大捕獲羽数とする) |
| イノシシ | 6頭 |

2 入猟者は、メスキジ及びメスマドリを捕獲してはならない。

(猟法又は猟具の制限)

第17条 入猟者は、猟区の区域内において、第1号に掲げる猟法を用い、又は第2号に掲げる猟具を使用して鳥獣を捕獲してはならない。

- (1) 猟法 笛又はタープレコーダーを使用する方法
- (2) 猟具 二連続以外の連発銃、網、罟

(損失の補償)

第18条 猟区設定者は、猟区の設定により、猟区の区域内の農作物、竹木等につき損失を受けた者に対し、その設定により通常生ずべき損失を補償するものとする。

(入猟証明書)

第19条 猟区管理者は、入猟者から入猟承認証の返納を受けたときは、鳥獣の捕獲数を確認し、入猟者に対し別記様式第3号の入猟証明書を交付するものとする。

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条の許可を受けた者の取扱い)

第20条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による許可を受けた者で猟区の区域内において鳥獣を捕獲しようとする者は、その目的、日時、捕獲しようとする鳥獣の種類及び数量を記載した書面に鳥獣捕獲許可証又は、従事者の写しを添え、猟区管理者に申し込まなければならない。

- 2 猟区管理者は、前項の申し込みがあった場合において、猟区の維持管理上支障があるとき、その他必要があるときは、当該申し込みに係る鳥獣の捕獲を承認しないことができる。
- 3 第1項の申し込みをして、これを承認された者は、猟区の区域内においては、猟区管理者が交付する別記様式第9号の腕章を着け、その定める条件に従わなければならない。

(猟区内における猟犬の競技等の届出)

第21条 猟区の区域内において、次の各号に該当する行為を行なおうとする者は、書面で猟区管理者に届け出るものとする。

- (1) 猟犬の猟野競技会
- (2) 猟犬の猟技鑑賞会
- (3) 猟犬の訓練
- (4) 前各号に掲げる行為に類似する行為

(猟区の職員)

第22条 猟区に猟区主任、巡視員及び事務員を置く。

- 2 猟区主任は、呉市倉橋市民センター長とする。
- 3 猟区主任は、別記様式第4号による猟区主任証を携帯するとともに、別記様式第10号による腕章を着けるものとする。
- 4 巡視員は、別記様式第5号による巡視員証を携帯するとともに、別記様式第12号による腕章を着けるものとする。

(退猟の命令等)

第23条 猟区管理者及び猟区主任は、入猟者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律若しくは、同法の規定による禁止若しくは制限に違反する行為をしたときは、当該入猟者に退猟を命ずるとともに、同法又は、同法の規定による禁止若しくは制限に違反する場合にあっては、直ちに猟区の区域を管轄する県知事及び警察署長に届け出なければならない。

- 2 巡視員は、入猟者が前項に規定する違反行為をしたときは、直ちに猟区管理者又は猟区主任にその旨を報告しなければならない。

(違反者の処分)

第24条 入猟者がこの規程に違反した場合は、次の区分に従い違反金を徴収するとともに、違反行為によって捕獲した鳥獣を提出させるものとする。

- (1) 第11条、第16条及び第17条の規定に違反したとき5,000円
- (2) 第11条第5項、第16条及び第17条の規定に違反して捕獲した鳥獣1羽又は1頭につき5,000円

(賠償金)

第25条 入猟者は、前条の違反金のほか、この規程に違反することによって猟区設定者に与えた損害

(猟区設定者が補償責任を負うことによって被った損害を含む。)について賠償金を支払わなければならない。

附 則

この規程は、環境庁長官の認可の日(平成3年10月25日)から施行する。

附 則

この規程は、環境庁長官の認可の日(平成5年10月4日)から施行する。

附 則

この規程は、広島県知事の認可の日(平成13年11月1日)から施行する。

附 則

この規程は、広島県知事の認可の日(平成15年11月10日)から施行する。

附 則

この規程は、広島県知事の届出の日(平成17年3月22日)から施行する。

附 則

この規程は、広島県知事の認可の日(平成19年9月19日)から施行する。

附 則

この規程は、広島県知事の認可の日(平成20年9月18日)から施行する。

附 則

この規程は、広島県知事の認可の日(平成21年8月19日)から施行する。

資料編

③ 狩猟関係統計データ

平成 10-22 年度鳥獣関係統計猟区成績表 1 (開猟日数・申込者数・入猟者数)

開猟日数 (日)

| 都道府県 | 猟区 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|------|-----------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 北海道 | 西興部村猟区 | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 127 | 126 | 126 | 168 | 168 | 213 | 213 |
| 岩手県 | 大泊猟区 | 124 | 100 | 174 | 39 | 137 | 161 | 150 | 195 | 46 | 45 | 45 | 46 | 45 |
| | 三陸地区五葉山猟区 | 50 | 34 | 47 | 41 | 44 | 63 | 48 | 50 | 38 | 38 | 41 | 46 | 43 |
| 神奈川県 | 清川村猟区 | 19 | 19 | 19 | 19 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| | 相模原市鳥屋猟区 | 33 | 32 | 32 | 33 | 32 | 33 | 32 | 32 | 32 | 28 | 28 | 28 | 28 |
| | 山北町三保猟区 | 29 | 29 | 28 | 29 | 30 | 31 | 28 | 27 | 29 | 30 | 44 | 45 | 32 |
| 岐阜県 | 揖斐川町小島 | 34 | 34 | 10 | 8 | 7 | 8 | 11 | 15 | 14 | 14 | 11 | 31 | 37 |
| 滋賀県 | 日野町 | 30 | 30 | 29 | 30 | 30 | 31 | 29 | 34 | 34 | 35 | 34 | 39 | 39 |
| 広島県 | 呉市倉橋町猟区 | 33 | 34 | 34 | 34 | 34 | 46 | 34 | 46 | 46 | 73 | 66 | 65 | 66 |

入猟者数 (人)

| 都道府県 | 猟区 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|------|-----------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 北海道 | 西興部村猟区 | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 44 | 133 | 160 | 175 | 169 | 184 | 152 |
| 岩手県 | 大泊猟区 | 458 | 423 | 432 | 407 | 348 | 318 | 257 | 250 | 229 | 207 | 203 | 203 | 248 |
| | 三陸地区五葉山猟区 | 1235 | 564 | 1015 | 1007 | 730 | 707 | 565 | 589 | 597 | 548 | 497 | 501 | 336 |
| 神奈川県 | 清川村猟区 | 794 | 727 | 718 | 598 | 629 | 608 | 488 | 473 | 449 | 462 | 476 | 448 | 404 |
| | 相模原市鳥屋猟区 | 679 | 601 | 510 | 450 | 404 | 449 | 405 | 335 | 326 | 217 | 239 | 211 | 178 |
| | 山北町三保猟区 | 298 | 298 | 263 | 274 | 216 | 201 | 210 | 195 | 282 | 159 | 147 | 126 | 102 |
| 岐阜県 | 揖斐川町小島 | 98 | 98 | 60 | 56 | 35 | 57 | 63 | 61 | 71 | 54 | 57 | 44 | 70 |
| 滋賀県 | 日野町 | 341 | 268 | 303 | 71 | 44 | 28 | 17 | 7 | 0 | 5 | 0 | 9 | 9 |
| 広島県 | 呉市倉橋町猟区 | 207 | 225 | 193 | 193 | 193 | 184 | 197 | 210 | 233 | 215 | 167 | 216 | 177 |

平成 10-22 年度猟区成績表 2 (獣類・鳥類の捕獲数)

獣類捕獲数 (頭)

| 都道府県 | 猟区 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|------|-----------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 北海道 | 西興部村猟区 | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 38 | 114 | 128 | 102 | 143 | 157 | 197 |
| 岩手県 | 大泊猟区 | 2 | 1 | 1 | 3 | 1 | 0 | 4 | 36 | 4 | 4 | 8 | 3 | 112 |
| | 三陸地区五葉山猟区 | 378 | 187 | 555 | 396 | 212 | 291 | 240 | 302 | 219 | 233 | 290 | 276 | 209 |
| 神奈川県 | 清川村猟区 | 48 | 123 | 139 | 135 | 132 | 133 | 139 | 66 | 142 | 76 | 105 | 101 | 69 |
| | 相模原市鳥屋猟区 | 33 | 34 | 37 | 36 | 43 | 72 | 56 | 22 | 50 | 10 | 29 | 25 | 7 |
| | 山北町三保猟区 | 32 | 46 | 24 | 28 | 39 | 28 | 31 | 40 | 58 | 41 | 38 | 30 | 28 |
| 岐阜県 | 揖斐川町小島 | 16 | 16 | 12 | 13 | 13 | 16 | 15 | 19 | 20 | 17 | 18 | 19 | 43 |
| 滋賀県 | 日野町 | 60 | 40 | 48 | 15 | 11 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 13 |
| 広島県 | 呉市倉橋町猟区 | 7 | 3 | 50 | 50 | 50 | 49 | 44 | 34 | 36 | 60 | 55 | 58 | 90 |

鳥類捕獲数 (羽)

| 都道府県 | 猟区 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|------|-----------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 北海道 | 西興部村猟区 | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 | 1 | 1 |
| 岩手県 | 大泊猟区 | 277 | 232 | 154 | 235 | 116 | 221 | 123 | 150 | 154 | 80 | 152 | 172 | 279 |
| | 三陸地区五葉山猟区 | 20 | - | 32 | 55 | 18 | 14 | 25 | 18 | 54 | 28 | 15 | 21 | 18 |
| 神奈川県 | 清川村猟区 | 13 | 7 | 39 | 10 | 2 | 1 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 0 |
| | 相模原市鳥屋猟区 | 16 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 0 |
| | 山北町三保猟区 | - | - | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 0 |
| 岐阜県 | 揖斐川町小島 | 29 | 29 | 24 | 19 | 28 | 20 | 19 | 19 | 23 | 24 | 20 | 10 | 0 |
| 滋賀県 | 日野町 | 49 | 17 | 23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 0 |
| 広島県 | 呉市倉橋町猟区 | 183 | 179 | 164 | 164 | 164 | 39 | 53 | 40 | 54 | 23 | 63 | 39 | 24 |

平成 10-22 年度猟区成績表 3 (獣類のうちオスジカ・メスジカ・イノシシの捕獲数)

シカ全体 (頭)

| 都道府県 | 猟区 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|------|-----------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 北海道 | 西興部村猟区 | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 38 | 114 | 128 | 102 | 142 | 154 | 195 |
| 岩手県 | 大泊猟区 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 34 | 1 | 2 | 8 | 0 | 112 |
| | 三陸地区五葉山猟区 | 378 | 187 | 554 | 396 | 212 | 291 | 240 | 302 | 219 | 233 | 290 | 275 | 209 |
| 神奈川県 | 清川村猟区 | 31 | 94 | 119 | 117 | 106 | 115 | 122 | 65 | 130 | 67 | 87 | 92 | 62 |
| | 相模原市鳥屋猟区 | 25 | 34 | 31 | 30 | 29 | 57 | 40 | 15 | 36 | 5 | 12 | 13 | 3 |
| | 山北町三保猟区 | 27 | 46 | 18 | 28 | 37 | 28 | 30 | 39 | 58 | 39 | 37 | 30 | 28 |
| 岐阜県 | 揖斐川町小島 | 8 | 8 | 5 | 4 | 4 | 5 | 5 | 7 | 6 | 5 | 5 | 7 | 25 |
| 滋賀県 | 日野町 | 23 | 21 | 24 | 8 | 5 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 12 |
| 広島県 | 呉市倉橋町猟区 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

イノシシ・イノブタ (頭)

| 都道府県 | 猟区 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|------|-----------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 北海道 | 西興部村猟区 | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 猟区なし | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 岩手県 | 大泊猟区 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 三陸地区五葉山猟区 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 神奈川県 | 清川村猟区 | 17 | 29 | 20 | 18 | 26 | 18 | 17 | 0 | 12 | 9 | 18 | 9 | 7 |
| | 相模原市鳥屋猟区 | 8 | 0 | 6 | 6 | 14 | 15 | 16 | 7 | 14 | 5 | 17 | 12 | 4 |
| | 山北町三保猟区 | 5 | 0 | 6 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 岐阜県 | 揖斐川町小島 | 8 | 8 | 7 | 9 | 9 | 11 | 10 | 12 | 14 | 12 | 13 | 12 | 18 |
| 滋賀県 | 日野町 | 37 | 19 | 24 | 7 | 6 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 広島県 | 呉市倉橋町猟区 | 7 | 3 | 50 | 50 | 50 | 49 | 44 | 34 | 36 | 60 | 55 | 58 | 90 |

※平成 21 年度までは環境省公開データ、平成 22 年度は各猟区または県より入手。

資料編

④ 報告会発表スライド

猟区設定可能性調査事業 報告会

特定非営利活動法人
EnVision環境保全事務所

1

報告内容

- 1. 本事業の概要
- 2. 北海道における狩猟の現状(エゾシカ)
- 3. 猟区制度の概要
- 4. 調査結果
 - (1)全国の獣類を対象とした猟区に関する調査
 - (2)占冠村に関する調査
- 5. 猟区の可能性と課題 ~占冠村を例として~

2

1. 本事業の概要

3

○事業の目的

エゾシカによる諸問題を解決しつつ、地域振興を図る手段として期待される猟区を北海道国有林に設定する場合の諸問題を洗い出し、解決策をみつける。

○調査内容

- ① 全国の獣類を対象とした猟区に関する調査
- ② 占冠村に関する調査
- ③ 有識者からの意見聴取
- ④ 猟区設定のための手続き・条件等の整理

○分析

5タイプ以上の猟区運営方式(猟法等を含む)、国有林野事業における森林施業等との調整方法および猟区支援策の提案

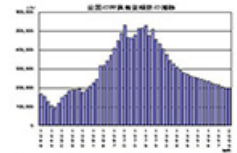
4

2. 北海道における狩猟の現状(エゾシカ)

5

○北海道の狩猟者登録数:8,369名 (H21年度)
(道内6,269名、道外2,100名)

全国的には狩猟者登録数は減少傾向



○狩猟が行える場所

鳥獣保護区、休猟区等の捕獲禁止の場所以外の地域
⇒ 可猟区域(乱場+猟区)

* 国有林で狩猟する場合は別途入林申請が必要



○調査対象地



13

○調査対象猟区の概要1

| 所在地 | 猟区名称 | 設定年 | 設定者 | 面積 (ha) | 所在市町村に占める割合 (全猟区) |
|------|-----------|-------------|-----------------|---------|-------------------|
| 北海道 | 西興部村猟区 | 平成16(2004)年 | NPO法人西興部村猟区管理協会 | 30,812 | 100% |
| 岩手県 | 大迫猟区 | 昭和48(1973)年 | 花巻市 | 19,075 | 21%(77%) |
| 岩手県 | 三陸地区五葉山猟区 | 昭和57(1982)年 | 三陸地区五葉山管理協会 | 5,205 | 16%(38%) |
| 神奈川県 | 清川村猟区 | 昭和45(1970)年 | 清川村 | 2,936 | 41% |
| 神奈川県 | 相模原市鳥屋猟区 | 大正10(1921)年 | 相模原市 | 2,995 | 9%(25%) |
| 神奈川県 | 山北町三保猟区 | 昭和45(1970)年 | 山北町 | 2,250 | 10% |
| 岐阜県 | 揖斐川町小島猟区 | 昭和44(1969)年 | 揖斐川町 | 749 | 1% |
| 滋賀県 | 日野町猟区 | 昭和30(1955)年 | 日野町 | 1,048 | 9% |
| 広島県 | 呉市倉橋町猟区 | | 呉市 | 3,837 | 10%(70%) |

- ・本州の猟区は、30年以上の歴史を持つ猟区が多い。
- ・西興部村猟区と三陸地区五葉山猟区以外は、市町村が設定者
- ・西興部村猟区を除いては、所在市町村の一部の範囲を猟区に設定

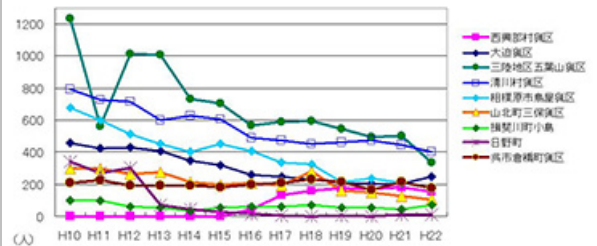
○調査対象猟区の概要2

| 所在地 | 猟区名称 | 入猟期間(シカの場合) *本州の狩猟期間は11/15-2/15 | 開猟日数 (H22) | 入猟者数 (H22) |
|------|-----------|---|------------|------------|
| 北海道 | 西興部村猟区 | 9/15-4/15 | 213 | 152 |
| 岩手県 | 大迫猟区 | 狩猟期間の水、土、日曜日 | 45 | 248 |
| 岩手県 | 三陸地区五葉山猟区 | 狩猟期間初日と翌日、最終日とその前日 土、日曜日、祝日、1/2-3 | 43 | 336 |
| 神奈川県 | 清川村猟区 | 狩猟期間初日、最終日 日曜日、祝日 | 20 | 404 |
| 神奈川県 | 相模原市鳥屋猟区 | 狩猟期間初日、最終日 土、日曜日、祝日 メスシカは猟区管理者が定める日 | 28 | 178 |
| 神奈川県 | 山北町三保猟区 | 10/15-3/15の土、日曜日、祝日 メスシカは猟区管理者が定める日 | 32 | 102 |
| 岐阜県 | 揖斐川町小島猟区 | 狩猟期間の土、日曜日、祝日 | 37 | 70 |
| 滋賀県 | 日野町猟区 | 11/15-2/15の土、日曜日、祝日 12/29-1/3を除く | 39 | 9 |
| 広島県 | 呉市倉橋町猟区 | 11/15-2月未の初日、最終日 火、水、木、日曜日、祝日 | 66 | 177 |

- ・開猟日数、入猟者数は猟区によって大きく異なる
- ・西興部村猟区を除いては、土、日、祝日を中心に開猟

15

調査対象猟区の年間入猟者数の推移



- ・ほとんどの猟区で入猟者数は減少傾向にある

16

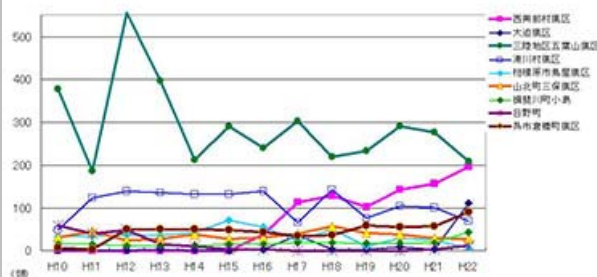
○調査対象猟区の概要3

| 所在地 | 猟区名称 | 獣類の主な 狩猟対象 | 獣類の主な 猟法 | 入猟料(数種) | 案内人ガイド料 |
|------|-----------|---------------|-------------|----------------------------------|---------------------------------------|
| 北海道 | 西興部村猟区 | シカ | シカ | 1人1日10,000円 延長1日ごと1人1日10,000円 | 1人1日20,000円 |
| 岩手県 | 大迫猟区 | シカ | シカ | 5,000円 | 現在案内人なし かつては案内人1人10,000円 |
| 岩手県 | 三陸地区五葉山猟区 | シカ | 組猟 | 10,000円(2日目以降4,000円) | シカ猟は無料 |
| 神奈川県 | 清川村猟区 | シカ・イノシシ | 組猟 | 5,000円 | |
| 神奈川県 | 相模原市鳥屋猟区 | シカ・イノシシ | 組猟 | 4,200円 | 1人15,000円 |
| 神奈川県 | 山北町三保猟区 | シカ・イノシシ | 組猟 | 4,400円 | 1人15,000円 |
| 岐阜県 | 揖斐川町小島猟区 | イノシシ・シカ | イノシシ・シカ | 2,100円 | 1人2,000円、入猟者が2人以上 で1人増すごとに1,000円増額 |
| 滋賀県 | 日野町猟区 | イノシシ・シカ | イノシシ・シカ | 10,000円 | |
| 広島県 | 呉市倉橋町猟区 | イノシシ | イノシシ | 5,000円 2/1から2月末日無料 | |

- ・関東以南ではシカとイノシシ、東北以北ではシカが獣類の狩猟対象
- ・シカ捕獲数の多い猟区では組猟による猟が主となっている

17

調査対象猟区の獣類捕獲数の推移



- ・西興部村猟区と呉市倉橋町猟区では増加傾向がみられる。
- ・獣類捕獲数のうち、関東以西はイノシシ、関東以北ではシカが多くを占める。

18

○調査対象猟区の概要4

【猟区運営】

- ・入猟者数および捕獲数の減少により、どの猟区も運営が厳しい状況にある。開猟日数の増大、入猟承認料の値下げなどにより、入猟者数の増加に務めている猟区もある。運営の厳しさから、更新見直しを検討する猟区もある。
- ・猟友会メンバーの高齢化や減少は、案内人や巡視員等、管理要員確保も困難にしている。

【狩猟対象による被害とその対策】

- ・シカ、イノシシの被害が猟区地域で発生しており、猟区の収益を被害対策にあてている猟区がいくつかみられた。

【呉市倉橋町猟区の廃止理由】

- ・猟区内の土地登記者の同意をとりまとめる事務量が膨大なため
- ・一般狩猟にすることで、捕獲頭数の増加を期待。

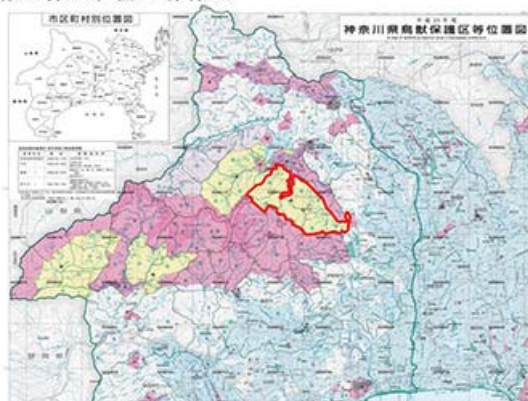
19

○清川村猟区について

- ・ 設定年: 昭和45年～
- ・ 設定者: 清川村
 猟区業務の一部を清川村鳥獣保護協会に委託
- ・ 猟区設定の目的
 健全な生態系の維持と野生鳥獣の個体数調整
 ー 農林業被害の防止と軽減、山林農地の荒廃抑制
 入猟承認料収入による農林業の振興、活性化
- ・ 予算規模: 202万円 (H22年)
 うち62万円を林業振興費や鳥獣害対策費に充当

20

○清川村猟区位置図(赤線内)



○清川村猟区での入猟システム

- ・ 獣類は組み猟に限定(案内人を付ける必要あり)
- ・ 関東地方のハンターでほとんどがリピーター
- ・ 1日につき1組7人以上13人以内、4組まで
- ・ 料金 入猟承認料: 5000円/1人1日
 ガイド料: 案内人に直接(金額定めなし)
- ・ 解体施設はなし 民家の庭等で解体



○農林業被害や森林施業等との調整(役場からの聞き取りによる)

- ・ 猟区内のシカは横ばいまたは減少傾向にある
- ・ 農林業被害のほか、観光地で公園の芝の食害が発生している。
- ・ 被害対策として、鳥獣保護区内で別途有害鳥獣捕獲を行うほか、防護ネットや電気柵機材購入に補助金を交付している
- ・ 猟区内のほぼ全域で森林施業を行っているが、開猟日が日曜日のため、基本的に重ならない
- ・ 林道はゲートがあり鍵を閉めている
- ・ 組猟には案内人がつくため、地元とのトラブルは少ない



○西興部村猟区について

- ・ 設定年:平成16年～
- ・ 設定者: NPO法人西興部村猟区管理協会
(地元猟友会、鹿研、ホテル「林夢」、地元有志等)
専任スタッフ1名、非常勤スタッフ1名
西興部村猟区管理運営委員会
(村、周辺猟友会、森林組合、農協、学識経験者等)
上部組織として協会を指導監督
- ・ 活動の目的: エゾシカ個体数管理による農林業等被害の抑制
ガイド付の狩猟によって安全な狩猟の実現
村外ハンターの誘致による地域経済への寄与
野生動物管理の担い手としての狩猟者の教育
次世代型の野生動物地域管理システムの構築
- ・ 予算規模:約850万円(H22年)

25

○西興部村猟区での入猟システム

- ・ 流し猟が中心(完全ガイド付き)
- ・ 主に本州のハンターが対象
- ・ 1日の入猟者数を2組6名に制限
- ・ 初心者には捕獲・解体まで指導
- ・ 料金 入猟承認料:3万円/1人2日
ガイド料:2万円/1組1日



- 安全で秩序ある猟場の実現
- 高い捕獲効率(捕獲成功率90%:H22)

○西興部村猟区による地域への経済効果(NPO法人西興部村猟区管理協会提供)

- ・ 入猟承認料、ガイド料等 H16-22年(7年間) 約4,250万円
- ・ ホテル宿泊等 同上 約2,743万円

26



○西興部村猟区の課題

- ・ 個体数調整の難しさ
生息数が高いレベルで推移しているため、農林業被害抑制のため、有害鳥獣捕獲を実施している
→ 次年度よりさらに強化する予定
- ・ 経営の安定化
少数のスタッフのみでの運営
人員を増やすためには売上げを伸ばす必要あり
→ セミナー開催など非狩猟期の事業展開に力点



有識者に対する意見聴取

○対象者(敬称略)

| 対象者 | 所属・立場 | 専門分野 |
|--------|------------------------------|----------------------|
| 鈴木 正嗣 | 岐阜大学応用生物科学部獣医学講座野生動物医学研究室教授 | 野生動物獣医学、人畜共通感染症 |
| 中野 和之 | 地独)北海道立総合研究機構環境科学センター研究主幹 | エゾシカの生息地利用 |
| 赤坂 隆 | 群馬大学 生物多様性保全研究室教授 | エゾシカの生態 |
| 井田 宗之 | 社団法人エゾシカ協会事務局長 | エゾシカの有効活用 |
| 吉田 剛司 | 群馬大学 野生動物保護管理研究室准教授 | 野生動物保護管理 |
| 庄子 康 | 北海道大学農学部森林科学科准教授 | 環境経済学、レクリエーションエリアの管理 |
| 伊吉田 宏正 | 群馬大学 狩猟学研究室講師 | 狩猟学 |
| ・榎 光一 | 東京農工大学 野生動物保護学研究室教授 | エゾシカの団体狩猟 |
| ・飯沼 昌利 | エゾシカ食肉事業協同組合理事、フィールド企業アドバイザー | エゾシカを活用した地域振興 |

* 今後実施予定

30

○今後の狩猟のあり方について

- ・現在は乱場が前提となっているが、本来は可猟地域を決めていくという考え方に基づくべき
- ・狩猟者が減少し、野生動物との軋轢が増えていくことが予想され、市町村単位で人材を配置することが必要

31

○猟区のあり方について

- ・地域ごとのエゾシカの管理システムを考えていく手法の一つとして猟区を活用すべき
- ・中長期的な自然資源全体の活用の中で猟区の仕組みを活用すべき
- ・幅広い運用が可能なので目的設定が重要
- ・被害対策は別の対応を取るべき

32

○猟区におけるシカの管理について

- ・エゾシカの生息数と被害のモニタリングが必要
- ・冬期の生息状況、季節移動などの実態を把握すべき。
- ・有害鳥獣捕獲、狩猟(猟区)のバランスをもとに捕獲数目標を設定すべき
- ・ゾーニングによって被害の軽減を図る場所を明確にする
- ・有害鳥獣捕獲を強度に行うと、シカの警戒度合いが増すので、わなを使用するの一案

33

○国有林の役割

- ・国有林として野生動物の管理をどのように進めていくかの計画が必要
- ・森林施業のサイクルの中にシカの管理を組み込むべき(伐採跡地を利用した捕獲等)
- ・国有林自らが猟区を運営し、エゾシカの管理を行うべき
それに伴い人材の配置も必要
- ・フォレスター制度とも連携していくべき

34

4. 調査結果

(2) 占冠村に関する調査

35

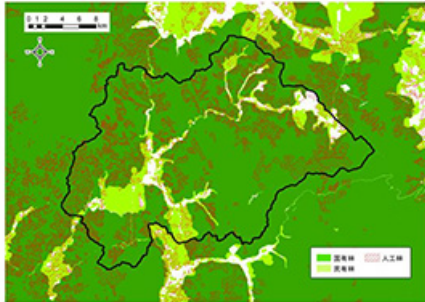
○占冠村の概況

- ・人口: 1,393人(H22/10/1現在)
- ・面積: 571.31 km² (57,131ha)
(宅地0.91 km²、農地7.67 km²、山林537.79 km²、その他24.94 km²)
- ・アクセス
札幌～占冠 (JR): 90分、(車): 105分(高速利用)
新千歳空港～占冠 (JR): 60分、(車): 75分(高速利用)
- ・宿泊施設 9ヶ所(含むアルファリゾート・トマム)



36

○占冠村の森林



- ・森林が総面積の約94%を占める。
- ・国有林は村の約83%、村内の森林の約90%を占める³⁷

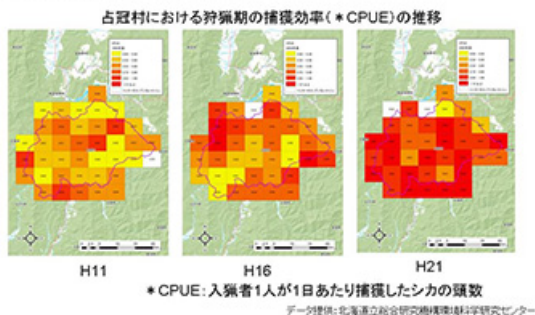
○占冠村のエゾシカ生息状況



・ライトセンサス調査の結果は、年による変動があるが、30頭以上/10kmの高い値で推移

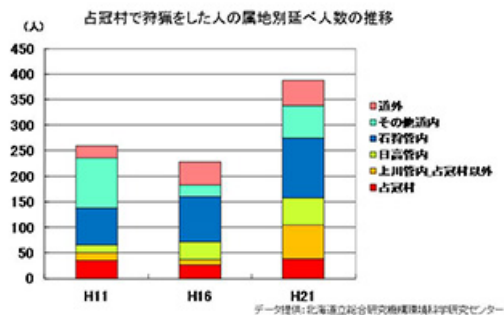
・捕獲数は増加傾向にあり、近年有害捕獲による捕獲数の伸びが著しい

○占冠村のエゾシカ狩猟



・狩猟期の捕獲効率は全体的に高くなってきている

○占冠村のエゾシカ狩猟



・石狩管内からの入猟者が比較的多く、占冠村からの入猟者は1割程度

○占冠村のエゾシカ対策

- ・農業被害(主に牧草)に対しては、主に有害鳥獣捕獲で対応している
- ・村内の猟友会員は、11名
有害鳥獣捕獲には外部(札幌、苫小牧)の5名も従事
- ・H22年より外部有識者も交えた占冠村エゾシカ対策協議会を設置し、エゾシカの総合的な対策を検討、指導・助言
→ H23年にエゾシカ対策基本構想を制定
- ・H24年よりエゾシカ処理加工施設が運用開始予定
年間300頭を処理する計画

ヒアリング対象者(敬称略)

| 相手先 | 担当者 | |
|-----------------------|-----------------|-------|
| | 職名 | 氏名 |
| 占冠村教育委員会 | 教育長 | 藤本 次 |
| NPO法人占冠・村つら観光協会 | 会長 | 梶野 信利 |
| 富良野地区森林組合 | 兼務課長 | 小田島 勉 |
| 農業委員会 | 会長 | 水野 利行 |
| | 会長 | 高橋 勝美 |
| 北海道農林畜産漁業振興局占冠支所 | 会長 | 尾形 利男 |
| | 会員 | 藤平 智士 |
| 占冠村農工会 | 会長 | 夏井 忠之 |
| 上川緑地分科会 | 区長 | 塚本 忠次 |
| 占冠村役場 | 畜産課長 林業課長、各長 | 鈴木 智恵 |
| NPO法人占冠・村つら観光協会 | 事務局長 | 竹村 利広 |
| 上川森林管理署 | 次長 | 山崎 誠二 |
| | 兼務課長 | 河合 忠明 |
| アルファリゾートマム | 経営記入室 | 渡邊 次 |
| しもかわのふもろとらつてくらぶももこ協賛会 | 会長 | 山本 敬介 |

43

猟区制度に対する主な意見や要望

○猟区制度に求めるもの

- ・安全な狩猟、利用者のマナーの徹底
- ・地域経済の活性化
- ・農林業被害の抑制、シカの個体数の減少
- ・一部の人の利益でなく、公共的な役割につながる
- ・エゾシカを含めた地域の自然資源を保護管理する仕組み及び人材作りにつなげてほしい。

44

○猟区設定前にすべきこと

- ・事前に住民向け説明会が必要
- ・多くの村民が猟区のことを知らないので、猟区をどのようなものとして説明するかが重要
- ・どの程度利用者のニーズがあるのか、市場調査が必要

○猟区のあり方について

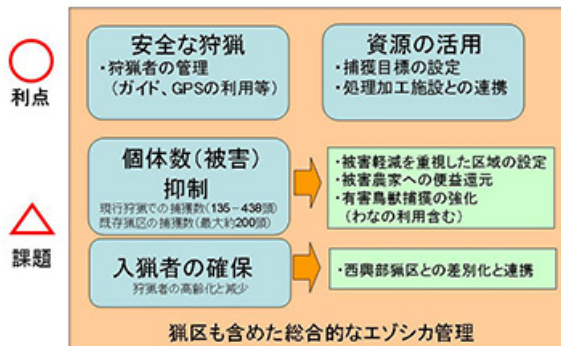
- ・幅広い立場の人が関わる運営体制が望ましい
- ・事故やその危険性も踏まえて、責任を担える体制が必要
- ・処理加工施設と連携した運営をすべき

45

5. 猟区の可能性と課題 ～占冠村を例にして～

46

○猟区の利点と課題



猟区の利点を生かしながら、新たな野生動物管理の体制と結びつけていくことが必要

47

○運営主体と体制1

どの体制においても関係者が広く関わる仕組みを担保すべき

- ① 官(森林管理署)
 - ・設定範囲が国有林に限定される
 - ・国自らが行う理由が明確になるか?
- ② 官(占冠村)
 - ・対外的に信用がある → 同意書取得が比較的円滑
 - ・予算措置があれば金銭的な補填が可能
 - ・柔軟な経営が難しい

48

○運営主体と体制2

どの体制においても関係者が広く関わる仕組みを担保すべき

- ③ 協議会
 - ・ 構成員としては役場、地元猟友会、森林管理署等が想定される
 - ・ 責任と役割分担を明確にしておくことが必要
- ④ 民間(NPO法人等)
 - ・ 柔軟で幅広い事業展開ができる一方で、事業を継続するためにも適切なビジネスプランが必要
 - ・ 同意書取得等の作業では村の支援が必要

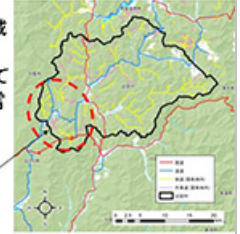
49

○猟区の設定範囲

猟区の運営に投入できる労力と人に応じて適正な規模にすべき

- ① 占冠村全域
 - ・ 行政界と一致するので範囲が明確
 - ・ 面積が広い(西興部村の1.85倍)、適正な管理を行うためには多くの労力と入猟者の確保が必要
- ② 一部地域
 - ・ 安全な狩猟を目指す意味で、居住区域はできるだけ含める
 - ・ 猟期期間を通して、エゾシカが生息している場所を中心に選定する、特に除雪が入る場所は含めたほうがよい。

猟区から除く地域(イメージ)



○入猟システム

- ① ガイド付き
 - ・ 高い安全性の確保と良質なサービスの提供
 - ・ 捕獲個体の適切な処理
 - ・ 候補として、専属スタッフまたは地元猟友会会員、アウトドア関係者が考えられるが、知識や経験等高いレベルを有することが望ましい
- ② 選択性
 - ・ 入猟者が、レベルや経験に応じてガイドの有無を選択
 - ・ 安全性の確保のため、最低限GPSを所持させる等の仕組みが必要
 - ・ 捕獲個体の回収や解体をフォローする仕組みも必要

51

○猟法

| 種類 | 概要 | 可能性と課題 | 評価 |
|------------|---|--|----|
| 流し猟 | 狩猟者が車に乗り、車で走行しながらシカを探し、撃つ。撃つシカを発見したときに車から降りて撃つ。 | 地元で広く行われているため、一定のノウハウがある。安全を確保するためには、ガイド同伴が望ましい。冬期間は積雪のため、通行できる範囲が限定される。 | ○ |
| 待ち猟(ハイシート) | シカが出発する場所に待機場所を設置し、出でくるシカを待ち撃つ。結核と組み合わせる。がある。 | 安全は確保しやすい。先行的にシカシューティングを実践しているが、さらに実地訓練やノウハウを習得する必要あり。 | ○ |
| 忍び猟 | 狩猟者が徒歩で歩き、見つけたシカを撃つ。通常は単独または少人数で実施。 | あらかじめシカの生息状況を把握してコースを設定すれば実施可能。ただし、技術的に熟練度を要するため上級者向け。 | △ |
| 狙撃(巻き狩り) | 銃子と待ちに別れて、銃子が狙撃したシカを待ち撃つ。最成で中程度の人数が必要。 | 地形が急峻で不適切。地元猟友会でも実施経験ほとんどなし。 | × |

- ・ 複数の猟法を導入することで猟区としての魅力は上がる
- ・ 猟区内を猟法ごとにブロック分けする、あるいは積雪状況によってその比重を変えるとよい(例:積雪前は流し猟、積雪後は待ち猟)
- ・ スノーモービル、ホーストレッキングとの組合せも可能性あり



○森林施業等との調整方法

- ・ 猟区への入猟者が管理できるため、既存の狩猟よりも事業の安全性は確保しやすい
- ・ 調整の窓口を猟区設定者に一本化することで、対応の手間も省ける
- ・ より高い安全性を求めるのであれば、別途下記のような方策もあり
 - ガイドつき入猟システムの完全導入
 - 開猟日を土日祝日等に限定

53

○国有林野事業における猟区支援策(アイデア)

- ・ エゾシカの生息状況調査への協力
- ・ 除雪 → 冬期間の狩猟可能域の拡大
- ・ 運営主体への協力・参画
- ・ 森林施業との連携(捕獲に適した伐採跡地の配置等)
- ・ 人的支援(フォレスト制度との連携)
- ・ 国有林としての野生動物管理に対する計画策定

54